

き起こされているさまざまなものがあるが、目に見えない直接間接の原因になつて、この種の事故を誘発する原因になつてはいるのではないのか。われわれは単なる行政的な措置以上に、これだけ炭鉱の問題が政治の焦点になつていて、これに、ある意味では政治の責任として、政策的な不安定が同時に山元の不安定を呼んでいた、そこから不測の事故が発生をする、こういう論理で考えなくちやならぬ、そういう問題があるのじゃないか。これはお互い政治家としてこういう大きな事故を目の前にして、一番考えなくちやならぬ問題じやないかと思うのです。

策についての思い切った施策を講ずるよう必要

申上げておきたいと思います。

そこで、次の質問に移りたいわけございますけれども、関連をいたしまして若干公害の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、今度出されております設置法改正の中

で、研修所が設置をされ、各種の職員の技術的な技能の向上もはかりたい、こういうことがあるわけですが、その中でひとつお尋ねをいたしておきたいことは、高圧ガスの技術者の研修もやりたいのだ、こういう一項目がござります。御承知の

ように最近は石油化学あるいは化学工業技術が非常に進歩をいたしておりまして、しかもこの種の企業で事故が起こる場合、一つには当局が立ち入って検査をする、あるいはまた事故を防ぐためのいろんな調査、検討をするわけでありますけれども、その際に立ち入る限界といふものがどの辺ま

であるのか。御承知のように、企業によりましてはたいへん技術の機密といいますか、企業機密といいますか、そういうものをたてにとつてなかなか事故の予防等についても当局の立ち入る限界を考えているような企業もあるやに聞いておるわけなんです。私どもとすれば、化学工業等において技術が進めば進むほど起きた事故が大きいとい

う可能性もあると思うのです。そういう場合に、一つには予防措置としましても、あるいは事故が発生したときにおいても、立ち入って検査をしていく限界をどの辺に考えておるのか。それからま

た企業によつては技術の機密をたてにとつてそれを拒否するような企業もあるわけありますけれども、そななりますと企業機密といふのは一体どういふものなのか、ひとつお考え方を聞かしいただきたいと思います。

○両角政府委員 所管の局長が不在でござりますので、私からかわりましてお答えをいたします。

現在の高圧ガス取締法によりますと、立ち入り検査ということにつきましては、高圧ガスの安全をはかりますためにいかなる場合にもこれが行ない得ることになつております。特定の限界は設け

られておりません。なお、したがいまして企業の秘密というよろな点につきましても、立ち入り検査上必要がある限度におきまして企業の秘密はないという

わけですが、その中でひとつお尋ねをいたしておきたいことは、高圧ガスの技術者の研修もやりたいのだ、こういう一項目がござります。御承知の

ように最近は石油化学あるいは化学工業技術が非

常に進歩をいたしておりまして、しかもこの種の企業で事故が起こる場合、一つには当局が立ち

入って検査をする、あるいはまた事故を防ぐためのいろんな調査、検討をするわけでありますけれども、その際に立ち入る限界といふものがどの辺ま

であるのか。御承知のように、企業によりましてはたいへん技術の機密といいますか、企業機密といいますか、そういうものをたてにとつてなかなか事故の予防等についても当局の立ち入る限界を考えているような企業もあるやに聞いておるわけ

なんです。私どもとすれば、化学工業等において技術が進めば進むほど起きた事故が大きいとい

う可能性もあると思うのです。そういう場合に、一つには予防措置としましても、あるいは事故が

発生したときにおいても、立ち入って検査をしていく限界をどの辺に考えておるのか。それからま

た企業によつては技術の機密をたてにとつてそれを拒否するような企業もあるわけありますけれども、そななりますと企業機密といふのは一体どういふものなのか、ひとつお考え方を聞かしいだ

さだときたいと思います。

○両角政府委員 所管の局長が不在でござりますので、私からかわりましてお答えをいたします。

現在の高圧ガス取締法によりますと、立ち入り

検査といふことにつきましては、高圧ガスの安全

をはかりますためにいかなる場合にもこれが行

ない得ることになつております。特定の限界は設け

解釈でございましょうか。

○矢島政府委員 御質問に直接お答えできるかど

うか別でございますが、企業の秘密はないという

ことではなくて、これは企業の秘密だから見せな

いということは許されない、こういうことでござ

います。

○木原(実)委員 たまたま、昨年になりますけれ

ども、千葉県の市原市の三井ボリケミカルという

ところで事故がございまして、これはたいへん笑

い話みたいな話ですけれども、事故が起つて近

隣の会社から私設の消防などが出来ましたら、それ

を拒否した。それは企業の秘密が漏れるからだと

いう、ある意味では少しばかげたできごとがあつたわけです。これは幸いにして人身上の事故がな

かつたといふことで終わつたのでありますけれども、しかしながらやはりそこで直面した問題は、

企業が技術上の秘密を保持したい、こういうこと

が先行しまして、必要な危害の予防あるいは公害

法、あるいは水に關しましては工場排水等規制法

といふものがございまして、それに基づきまして

それがその法律を施行するに必要な限度において立ち入り検査の権限が認められておるわけでござります。その際、企業の秘密といふのがどうい

うことになるか、企業の秘密によって拒否できるかどうかという問題は、ただいま官房長が高圧ガ

ス取り締まりについてお答えいたしましたのと全く同じでございまして、企業の秘密といふ理由によつてこれを拒否できないことになつております。

○木原(実)委員 そうしますと、もう一つ確認を

いたしておきたいわけありますけれども、企業

の秘密といふことについて行政上はどうなんですか。法律上いろいろなケース・バイ・ケースの法律

があるわけではありませんけれども、一般的に企業秘密といふものはないというお考えでござりますか。

○木原(実)委員 そうしますと、もう一つ確認を

いたしておきたいわけありますけれども、企業

ざいます。

○木原(実)委員 そうしますと、危険あるいは公害予防上は企業の秘密といふものは認めない、こ

ういうことで対処をなさる、こういうわけですね。

それでは、もう一つあわせてお伺いたします。

けれども、どうも技術導入等についてはやはり独

占的に契約をする、こういうようなことは間々あ

るわけなので、一方ではそれを保護してもらいたい、こういう要望が企業の中ではかなりあるわけ

です。私どもの一、三調査した範囲によりますと、通産省等にある意味ではいろいろな申請をす

る、あるいは技術の内容について報告をする。そ

うすると、通産省を仲立ちにして技術が漏れていくような傾向もあるといふような現場の技術者た

ちの声を聞くことがあるわけです。そういう面で

の保護というものは尊重をしていく、こういうこと

となりますね。

○矢島政府委員 企業の秘密を理由として立ち入

り検査を拒否できないというわけでござります

が、それは決して立ち入り検査した立ち入り検査官がそれを外部に漏らすということになるわけ

はないのでありますし、立ち入り検査した検査官

といふものは、その法律事項に必要な限度において捜査をやって、その内容等については決してこ

れを漏らすべきでないわけでござりますから、そ

の点は産業界の一部にそういう心配があるとすれば、それは誤解に基づくものではないか、かよう

に考えております。

○木原(実)委員 もう一度お伺いしますけれども、企業の秘密にかかわらず立ち入り検査ができる

といふことは、これは従来もそうであったとい

うことですね。いまでもいろいろなケースの問

題があつたと思ひますけれども、従来もそうであつた、これからもやはり公害対策を強化するため

に企業の秘密をたてにして拒否するものについて

はこれを排除していく、こういう御方針ですね。

○矢島政府委員 徒然もそのような方針で対処してしておりますし、今後もその方針には変わりはないわけでござります。

○木原(実)委員 わかりました。

それではもう少し公害に関連をしてお尋ねをいたしておきたいのでありますけれども、御承知のように公害の問題につきましては幾つかの法案も準備をされ、世論もきびしくなってきておる。こう中で大臣にお伺いしておきたいのですけれども、公害対策を立てる場合に、通産省はどうも公害認識という問題について企業サードにつき過ぎるのではないか、こういう一般に批判があるわけであります。これはそれぞれ行政上の立場があるわけですから、ひとつ公害対策についての通産省の行政上の責任者としての御見解をひとつ承つておきたいわけなんです。

○大平国務大臣 公害対策はまず事業主体、企業側が本気になつていただかなければならぬこと

でございまして、国とか地方公共団体、付近の住民、四者が一体となつて推進しなければ実効があ

がらぬと思います。そこで私どもは、世上、通産省は企業サードに立つておるのはなかなかと

いう先入感といふか、色あがねでいつも見られがちでございます。私どもは公害対策の実効をどうしてあげるかに腐心いたしておるのでございまし

て、企業者側に立つて、企業の利益を擁護する立

場にないことは御理解いただけると思うのでござ

います。ただ、やり方の問題といつしまして、高

圧的な、監督者の立場でやるか、十分先方が本気

になるようなくらいに指導してまいるか、その呼

吸の問題だと思ふのでございまして、私が見てお

ること、世上でいろいろ言われておるようになります。

企業者側が公害に冷たい態度であるとは思ひませ

ん。これは企業経営上の一大問題でございまし

て、非常に真剣に立ち向かいつつあると私は見て

おります。また、公害対策に対して巨額の投資を

惜しみなく投じつあるわけでござりますから、

それを十分激励して、またそういう金融の道をつ

けることを促進して、それからまたそういうこと

をやるために税制上いろいろな恩典も別途考へ

ながらそれを促進することが私どもの任務と思つておるのでございまして、そういうようなことを

企業側に立つてやつておるのじゃなかろうかとい

うように言われることはたいへん迷惑なでござ

いまして、問題は、公害対策ができるだけ速い速

度において実効をあげることこそ念願しておるわ

けでございます。これからはますますその必要が

大きくなつていくであろう、したがつて通産行政

の中の柱として公害行政というものは非常に大きな

エートを持ってくるものと覚悟をいたして省員を督励しておるという状況でござります。

○木原(実)委員 卓明の趣旨を尊重したいと思うのですけれども、世上問題になつております公害

の問題といふものは、この発生源なり、ことばは悪いでけれども犯人は次第に明らかになつてきて

おる。これは結局煙突が煙を吐くからだ、こう

いう公害源も、いろんな意味ではつきりしておる

問題があるわけですね。しかもおっしゃるように、

従来企業としては、その公害について、たとえば

投資の側面で必要な措置を行なつてきた、そういう

伝統があるわけです。ですからその切りかえと

いうことになれば、おっしゃるように、おそらく

企業もたいへんだと思うのです。そうなります

と、通産省の指導の方針としまして、方向として

いろんな関連の法規その他のが出ておりますけれど

も、やはり企業それ自体が公害を発生する原因を

企業の中などでとどめていく、その分に必要な投資は

やはりこれを組み込んでいく、こういう姿勢に転

換をしていくことが望ましいわけですね。やはり

そういう方向で、ある意味では公害の発生源をま

でおくところには、だんだん行政を強化し、一方

前から、公害が起こらない用意をまずしていくよ

うな指導をやつておるわけでございまして、そろ

うことを一方において徹底しつつ、現に発生し

ておるところには、だんだん行政を強化し、一方

防止技術面を開拓してまいりまして、その速度を

速めてまいりたいふうにして、こうと思ってい

るわけであります。

○木原(実)委員 少し具体的にお伺いしたいと思

うのですけれども、たとえばよく問題になります

重油の問題にしましても、たとえば硫黄分の低い

いわゆる低硫黄性の石油その他を大幅に輸入す

る、こういうような配慮がござりますか。

○大平国務大臣 そういう供給源がござりますな

らば、思い切つてそれに置きかえたところでござ

りますけれども、需要はどんどんふえまする

おきましては公害を起こさぬという措置ができない

ければいかぬと私は思うのでございまして、それ

さいますけれども、需要はどんどんふえまする

うのが遺憾ながら現実であります。したがつて仰

せのように、これからローサルファのものの資源

確保に一段と努力いたしますとともに、ハイサル

ファのものについて何かくふうをしていかなければ

なりません。これからはますますその必要が

大きくなつていくであろう、したがつて通産行政

の中の柱として公害行政というものは非常に大きな

エートを持ってくるものと覚悟をいたして省員を督励しておるという状況でござります。

○木原(実)委員 卓明の趣旨を尊重したいと思う

のですけれども、世上問題になつております公害

の問題といふものは、この発生源なり、ことばは

悪いですけれども犯人は次第に明らかになつてきて

おる。これは結局煙突が煙を吐くからだ、こう

いう公害源も、いろんな意味ではつきりしておる

問題といふものは、この発生源なり、ことばは

悪いですけれども犯人は次第に明らかになつてきて

おる。これは結局煙突が煙を吐く

四十億円ないし、最近のあれでは二十一、三億円くらいかかるということに相なりますものですから、たとえば普通のユニットで四万バーレルといふことになりますと、八十億円から九十億円くらいかかるわけあります。この資金的な負担は相当なものがあると思います。そこで、しかしこれはやつていただかなければならぬので、通産省といたましてもは開銀の融資の中で特利、特ワクをとりましてこれを推進していく。現に四十四年度予算につきましても七%の特利と四十億円の特ワクがとれておりますが、これだけでは足りないので、四十五年度以降はさらにそれを拡充していくきたい。なお税制上につきましては特別償却を一応引き続いてとるというようなことで、金融上、税制上の措置をとりましてこれを推進いたしたい、かように思つております。

それから第二の技術的な問題でございますが、これも実は間接脱硫と直接脱硫がございますが、関係でアメリカにおいて相当発達をしておるの間接脱硫のほうは、これは石油製品の需要構造ので、それをとりあえず日本でも取り上げたといふことはあります、これは脱硫の点からいとあまり十分ではない。やはり本命は直接脱硫といふことで、それを入れてやつたのは日本が最初といふことはあります。直接脱硫となりますと、これは世界どこでもまだ実用化されていない。たまたまノーハウはアメリカにあるわけでありますけれども、それを入れてやつたのは日本が最初といふことで、最初に実用化するという点の、実用化の悩みといふというものは非常にあつたわけでございます。現にやつておるところにおいても、その最初に実用化したという悩みを悩んでおる状況でございまして、非常に問題があるわけであります。

なお、いまの話は導入技術、外国のパテントを導入するということですございまして、そういうものにたよっているということではやはり限界があるわけござります。相手のあることですから、どこでも導入してやるというわけにはまいらぬ。やはりどうしても国産の直接脱硫の技術を開発しなければならぬ。こういうことで通産省におきま

しては先般来大型プロジェクトといふのを二年前から始めておりまして、これが一応四十六年度半ばぐらいには大型プロジェクトの研究は完成する、こういふような取りになつております。この大型プロジェクトによります国産技術の実用化ができますれば、そういう段階になれば相当程度この重油脱硫も効果をあげていくのじゃないか、かよううに考えております。

○木原(実)委員 あわせまして、これはこういふ日常の問題があると思います。

たとえば、大量に重油をたくさんの企業が参りまして、しかもしながらコンビナートと称しまして何社かが集合する場合には、その周辺の空気が非常に汚染される。こういう問題がござりますね。そうなりますと、従来いわゆるコンビナートシステムで企業が集合をして、その地域がたとえば石油化学なら石油化学のいわば基地化されてきた。こういう工業化の方針があつたと思うのです。ところがやはり一社ですと、比較的拡散化され、被害が相対的に少ないわけですが、しかしながら数社が集まりますとながなが、一社づつにはそれほどのウエートはないけれども、しかし数社になりますと、これは当然のことですけれども、非常に空気が汚染される。こういう問題が現実の問題として出てきておるわけです。そなりますと、公害予防といいますか、その対策上、従来のコンビナートシステムに対して何か工業立地上再検討する余地というものがあるのではないか、いかがでしょうか。

す。そしてすでに十数ヵ所につきましてやつておる。それは主として先生御指摘のコンビナートができる。しかもそのコンビナートが今後発展していく。いまは数社だけれども、それがまたたく間に出てくる。それから増設もあるんだろう。そういうところが、将来複合汚染はどうなるか。そういう点につきまして、産業公害総合事前調査といふのをやつて、将来の企業の立地計画、新增設計計画を織り込みまして、その模型をつくりて風洞実験室をやる。あるいは拡散の理論計算をやる。こういうようなことをやって、問題があれば事前にその計画を改善させるといふようなことをいろいろやつておる。こういのが通産省として先生の御指導の問題点に対する回答としては一番大きい問題だらうと思いますが、そういう際におきましても、行政指導が中心であります。やはりある程度法的な裏づけも必要な場合もないことはないということで、いろいろ石油業法とか電気事業法とか既存の法もござりますので、そういうものをある程度伝家の宝刀として持ちながらやつておるわけでございますが、場合によつてはさらに総合的にそういう規制に関する法律が必要だとしている考え方られるとと思うわけでございまして、そういう点も現在研究しておるわけでござります。

は企業を誘致するけれども、ある段階では非常に困ってしまう。こういう問題をかかえておる自治体が多いと思うのです。そこでこの法的に規制をしていく必要があるかもしれないというおことは、でございましたけれども、しかしながら、ここにはもう明らかに矛盾が——一方ではコンビナートを形成したほうが経済的には有利であるという側面と、したがって企業はそういうところに集中しがちなわけです。しかしながら、集中すればするだけ公害の発生度が高くなるというこれまた簡単な理屈もあるわけなんですね。そうしますと、簡単にいいますと、どつちをとるかという問題ですね。これからやはり指導の方針の方向として、だけ国民の健康を守っていくことないう立場で、工業化の立地条件を考えていきたい、こういうふうに解釈してよろしくござりますか。

いろいろの方策を用いまして、そういう誘導の措置を講じておるというわけでございます。

○木原(実)委員 わかりました。ただ現実の問題といたしましては、その施策が実施に移される前の段階でしようけれども、やはり集まつてくるという傾向は非常に強いわけでございまして、これはおそらく既存のコンビナート地帯、やはり相次いでまだ同種の企業が出てきておる現状があるわけなんですね。いまのおことばの、誘導をしていく、分散をさして誘導をしていくことも考える、こういうことです。そうしますと、一定の地域については企業の進出を制限していく、こういうふうに言いかえてもよろしゅうございますか。

○木原(実)委員 それからもう一つ、大気汚染の問題が中心になりましたけれども、特に中小企業につきましては遠隔地その他新しいところへ誘導していく、こういうことになります。

ですね、町中に中小企業たくさんございまして、たとえばそれが騒音を出すとかあるいは振動、場合によっては非常に臭気を出すとか、つまりこういう種類の町中の公害もこれまたなかなか大きな問題なんですが、たとえば振動、騒音あるいは臭気、場合によれば大気汚染にも関連するわけですが、この中小企業の発生をする公害ですね。そういう場合に一番簡単なのは、そういう企業を人畜に被害を与えないところに移転をさせる、こういうようなことが現に行なわれてもおるわけなんですが、つまり公害対策を企業としてあまり対処できる能力を持たない中小企業に対する対策はいかがでしようか。

○矢島政府委員 中小企業につきましては、先生御指摘のような問題があるわけございませんので、中小企業者が公害防止のために工場を集団的に移転するといふような場合には、たとえば公害防止事業団というのが四十年からでておられます。が、この公害防止事業団が移転用地を先行的に取得、造成いたしまして、そしてその中小企業者

の集団に対して低金利で譲渡しているということでもございまして、公害防止事業団の仕事はいろいろ

事になつてゐるといふのが実情でござります。たとえば、中小企業については、鍛造業者なんかにつきましては騒音の問題が非常にあるわけで、都心においてはこれはやつていけないわけでござります。そういうものは、鍛造業者をまとめて羽田の団地なら羽田とかどかに持つていへ、こういうことが必要で、そのためにいま言いましたような公害防止事業団の援助措置を講じておる、これがいうわけでござります。

公害防止事業団は、いろいろ仕事をやっているわけですが、いま申し上げたような中小企業等の集団移転、そういう場合の事業をもう少し拡大したり、あるいはまたそこで貸し出している金利がどうも少し高いという評判なども聞くのですが、

そういう方面についての運用上の何か指導の方針がござりますか。

○矢島政府委員 公害防止事業団は、中小企業に限らず大企業についても公害防止対策の推進役としては非常な大きな役割りを占めているわけでございますが、この公害防止事業団の融資にしてあるいは建設譲渡にいたしましても、その金利が高いのではないかという話は方々で聞かざるわけです。しかし、毎年、厚生省、通産省、両方でやっているわけですが、厚生省と通産省と協力いたしまして、関係方面に強く折衝をいたしまして、毎年少しづつ金利が下がつていている。最低金利について見れば、去年は六・五%の政策金利の壁を破りまして一番低いところは六%、ことはさらにその六%が五%になつた。いろいろ金利がありますが、一番低いところです。そういうことで、毎年少しづつ改善していくわけですが、一挙にはなかなかまいらぬ。このように、毎年毎年少しづつでも下げて、中小企業の公害防止に資するよういたしたいと思ひます。

○木原(実)委員 もう一つ、あわせて、事業団のことをお伺いしておきます。

具体的なことで恐縮ですが、工場の移転にとどまらず、たとえば被害を受けておる周辺の住民の住宅の移転等について、事業団がタッチしていく、こういう方面まで事業を拡大する余地はないでしょうか。

いま関連の法案が他の委員会で審議をされるということ、その法案の中身まで立ち入るつもりはない、せんけれども、たとえば公害についての苦情を処理する仲裁の機関でござりますね、これなんかの構成を見ますと、三者構成に

なつております。どうもやはり企業がこれを拒否した場合にはこれは成立をしない、こういうような仕組みになつてはいるのですが、せつかくそぞういふものをおつくりになるのならば、これはどうも肝心の企業がおれはいやだと言えばやはり出でいかないというのでは、事実上役に立たないのではないかと思うのです。そういう方面について、せつかく法律等も出されておるわけでしょうけれども、何か考える余地はございませんでしょうか。

○矢島政府委員 先生御指摘の問題は、今度の紛争処理の仲裁の点だろうと思ひますが、調停につきましては、これは一方のほうから申し立てでなされるものでございます。仲裁につきましては、確かに両当事者が合意しなければならないわけですが、仲裁といふのは、御案内のとおり、その効果としては確定判決と同一の効果を持つ、こりういうわけでござりますので、そういうものについて、当事者の一方の申し立てだけやるということは、やはり法律的に申しまして無理だらう。

かのように考えております。

されども、ただ、従来の例に徴しまして、たとえば富山のイタイイタイ病その他の経過等を見ましても、やはり企業は、問題によつては、公害の発生源が自分のところにある、ないといふ問題については、なかなかこれは、やはり自分の企業の立場をある意味では擁護する。これも当然のことだと思うのです。そういうことから、従来の経過等に照らしましても、最終的には公害対策が非常に遅延を来たす、こういうような傾向が具体的な問題としてあつたわけです。そういうときはど、たとえば仲裁の機能というようなものが發揮をされなければならない。ところが、そこで企業

が自分のところの調査で、いや、この問題については私のほうには責任がないのだ、こう一方的に強調すれば、仲裁の持つべきところもないということでは機能が果たせないのではないか、こういう心配があるわけなのです。いかがでしよう

○矢島政府委員 そういう問題はあると思ひます
けれども、繰り返して同じようなことを申し上げ
るようですが、仲裁といふものの効果が
確定判決ということを考えると、ちよつとそこま
でいけないのではないか、やはりその前の段階の
調停制度の活用ということでもつていくべきじゃ
ないか、かように考えております。
○木原(寅)委員 それでは公害の問題はこれくら
いにしまして、次に日中貿易の問題についてこの
際少しお伺いいたしておきたいのです。
御承知のように、これまで新聞で見た程度なの
ですが、古井さんたちの御努力によりまして、北
京で覚書貿易が話し合いの終結の段階に來た、こ
こに至りますと、昨年度に比べまして非常に大
幅に貿易額が減るのではないか、こういう報道等
を覗えているわけなのです。

八

貿易について何かこの際一步前進をさせていく方針に向といらるものは考えられないのかどうか。御案内のように、佐藤内閣の政治姿勢について北京でいろいろと論議があつたよう聞いておりますけれども、しかしその佐藤総理も、経済交流は進めたので、こういう御発言もあるわけであります。

の協定に達したという段階で、これからの中日貿易の進め方について、これは通産大臣としての御見解をお伺いしておきたいと思うのです。

す。ただ、戦後になりましたて、ドイツであるとか
中国、あるいはベトナムとか朝鮮半島、そういう
ところには不幸にいたしまして二つの対立する政
権ができておるということだと思います。そこ
で、両方ともあくまでもつき合ふことができれば、われ
われの立場から申しますとたいへん望ましいので
ござりますけれども、そういう離れわざもできま
せんので、結局一方の側とおつき合いをする。一
方の側とは民間側で非常に制限されたおつき合い
しかできない。そういう環境がもたらす制約は、
どうしてもお尋ねの中貿易にはあるわけでござ
います。でござりますから、この問題をもつと円
滑に伸び伸びとやつてまいるということのために
は、そういう環境上の制約が取つ払われなければ
ならぬ。言いかえれば、中国問題というのは最終
的な解決をしていただかなければいけないわけで
ござります。でござりますから、そうなります
と、もう私どもの守備範囲を寒は越えるわけでご
ざいます。

て、それがいいか悪いかは別にいたしまして、そういういろいろの制約条件が具体的にあるわけでございまして、そういう条件の中で、何としても誠心誠意拡大していく方向を模索していかなければいけない、そういうことでやつてまいりておるわけでございます。そこで、御指摘のように、覚え書き貿易といふ方式による貿易は、品目が限定されておりますし、米のよろな大宗たる商品は、もう日本は輸入する必要がなくなつたというわけで、金額的にはだいぶ落ちてしまひましたけれども、これが大量の取引が窓口一本化の形で行なわれることは、私は貿易の方式として非常に捨てがたい方式であると考えております。一方友好貿易のほうは、品目に限定がございませんし、新しい商品をどんどん開拓し、市場をどんどん開拓してまいりまして、年々蒸々ぐんぐん伸びてきております。一九六五年以後ソ連の地位にとつてかわりまして、日本が中共にとつて最大の貿易国になつて、王座を手にと占め続けてきておりますので、私はそういう困難な状況のもとにございまして、日中貿易はどうぞございまして、この真剣な努力を終始今後も続けてまいらなければならぬ、そら考えております。この際これを大幅にふやす妙案がないかと問われますならば、そういうような妙案はなかなか見つかりぬと告白するよりほかはないと思います。

○木原(実)委員 これは大臣おっしゃいましたように、いつてみれば環境の整備が必要だ、こういう問題、ある意味では政治的な環境に制約をされる面が非常に強い、こういうことなんですが、それをやはり突破していく道が、これまた貿易といふ交流にゆだねられている側面も強いわけです。そうしますと、政経分離というたてまえでやつてまいりておるわけでありますけれども、他の面ではやはりなかなか経済と政治というものは分離しがたい。事実上政経一体になつて日中貿易は一進一退をしておる側面があるわけです。

そこで、いまおことばにもありましたけれど

国でござりますし、その王座はやらいでいないのでござります。そういういろいろな制約があるにかかるわらず、特に一昨年の下期から去年の上期にかけては、なるほどスローダウンしたのですが、ところがこれはヨーロッパ諸国の中輸出もスローダウンをしたのです。これは中国側にいろいろな文化革命その他の事情があつたと思うのでござります。ところが去年の下半期はたいへんな躍進でございまして、日本の中國向け輸出といふものは、前年同期の三〇・九%という伸びでござります。私ども驚くほど伸びたわけでござります。したがつて、木原さんがじり貧になつておるじゃないかと言われるのでござりますが、そうでないということ、いろいろな事情があるのでござらず、日中貿易といふものはずいぶん伸びを示しておりますし、または示し得ると私は思つております。それで問題は、結局政治的な制約といふようなものが実際あつたわけでございます。いい悪い常に苦悶を重ねてきておるのでござります。そして國府側に対しましても、何回も何回もしんぼうしてリムーブするかということに尽きるわけでございますが、これは私ども数年間、この問題には非常に苦悶を持った問題でござります。やはりこれは国際環境の熟成というようなものを少し見きわめないと、打開の糸口がなかなかつかめないんじゅないかと考えておるのでござりますが、そういうものにおきましても、問題は外交にしても貿易にいたしましても、主体的な真実性がどこまで相手側に反映するかといふような勝負だと思ふのであります。その点については、私どもはいろいろな雜音があり、いろいろな制約があるにもかかわりませず、黙々とがんばつておるわけでござります。そいうことを無限に連続してまいりますならば、やがてまた春が来るんじゃないだろうかといふように私は考えております。

根本的な政治的な問題等について、質問がなされ
ておりました。私は具体的な問題について、い
まの日中貿易に関して、大臣に見解を聞きたいわ
けです。と申し上げますのは、昨年来から牛肉の輸
入がいろいろ話題になつておきましたが、まだそ
れがきまつておらないよう思ひますが、どう
いう支障、anganがあるのか、それらについてお聞
きしたい。

○大平国務大臣 これは私ども輸入政策の責任大
臣といたしまして、向こうから食肉の輸入につい
ては、いまのように牛肉が不足しておるし、物価
政策、庶民生活の上から申しましても望ましいこ
とと考えて、これの推進にかかつたわけでござい
ます。ところが家畜衛生上の行政は農林省が御担
当でございまして、農林省側におきましても過去に
何回か使節団を派遣して口蹄疫の問題についてお
調べになつたようございます。それで農林省側
も、口蹄疫上の懸念が全然ないということが科学
的に証明されますならば、あえて反対するもので
はないといふことでございますので、その問題の
詰めに十分時間をかけてかかつたわけございま
すけれども、なお農林省側が満足すべきデータ
を全部いま保有するに至つてないということで
ござります。さらにこの問題を詰めにかかります
と、中国側にもさらに資料の提供を求めたり調査
の協力を求めたりしなければならぬ。中国側にし
てみれば、何回も調べて、もう問題点は解明は済
んでおるじゃないかということで、そういうこと
をいま調べるといふようなことはおかしいじゃな
いかといふ中國側の気持ちもよくわかるわけでござ
ります。しかし、そういう問題をすつきり解決
したあとで食肉——牛肉とか豚肉とか羊の肉とか
いうものの輸入といふ問題を考えることは非常に
ひまがかりますので、こととはとりあえず、そ
れでは折衷案を考えて、日本側が輸入のために出
しました船の中にいろいろな装置を用意いたしま
して、そこでかん詰めにするなり、あるいはソー
セージ、ハム等をつくりまして、それで日本に持

にしますと、農林省はそれであればけつこうだてていうよなことになりましたので、古井ミッシンにそういう内容をお伝えいたしたわけでござります。しかし、これは口蹄疫の存在を前提としているというよなことが、どうも新聞紙上で見えますと、先方のかんにさわったよでございまして、ことは実らなかつたよにただいま伺つてるのでござりますけれども、私の思いますのは打開していくのだといふ、そういう姿勢を終始こちらがとつておるといふことが意味があると私は考えておりますのでございまして、ことし不調に終わりましたことに絶望しないで、今後もそういう問題点の解明には一そうち努力していくべきものと思つております。

会社の船で積んできた魚は、国内で消費させてはいかぬでしょう。こういう点、どのようにお考えになりますか。

○大平國務大臣 それは私にお尋ねいたくより、そういう問題は農林大臣のほうの担当だと思うのであります。私の関知する限りにおきまして、いま言われるようくに、何かこう政治的意図があるとか、何としても入れたくないからそういう措置をとったとか、そんな気持ちは毛頭ありません。事実現実に私がこれをハンドルしておりますて、そんなことではなくて、もう一〇〇%家畜衛生上の科学者の意見といふものでござります。日本が口蹄疫に対して処女国である、どうしてもし方のことがあればたいへんだということです。非常に手がたく家畜衛生上の配慮をいたしております。その人たちの気持ちも私ども十分わかります。したがつて、また中国といたしましては、最近ずっと口蹄疫がないことも私どもも承知いたしておりますわけございまして、両方の言い分は一応理解できるわけでございます。そこで私が申しましたように、そういう問題は問題としてずっと究明していくべきじゃないか、しかし時期があるのでから、ことしほはこううことでひとつオファーしてみるかというふうに考えたわけでございます。農林省に特に意図的な考え方があるとか、そういうものではございません。

それからいま船の中に魚を積んで帰ってきた場合の家畜衛生上の問題、それは私の管轄でもございませんし、私は全然それに対して判断力を持ちませんので、こかんへんいただきたいと思います。

○木原(実)委員 あわせてお伺いしたいのですけれども、朝鮮民主主義人民共和国がこの秋に平壤で日本工業展覧会を開催する、それに対する機械工業振興資金からの援助を打ち切る、こういう御方針のよう聞いておるのでですが、これは打ち切るということをございますか。

○大平國務大臣 この問題、かつて自動車振興会のほうから御援助申し上げた経緯もあるのでござります。今後どうするかという問題についていま

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

いろいろ御相談をしておるのでございますが、何さま自転車振興会の財政というようなもの、いまその一部は私どもがお預かりいたしまして、体育部均てん化の問題が出てきたり、自転車振興会の財政の今後の展望を考えますと、どこまでこういう援助措置ができるかということについて確たる展望を持てませんので、この問題をどうするか、過去においていろいろ御援助申し上げた経緯をあらが、そういうことも成功させたいとは思いますが、何か講ずる道がないものか、目下いろいろ検討いたして、いろいろ関係者とも、御意向も伺つてみておる段階でございます。

○木原(実)委員 そうしますと、平壌でのこの工業展覽会についての補助金の問題は、最終的な結論は得ていません、こうしたことでございますか。

○大平国務大臣 自転車振興会のほうに、補助金というかつこうでやることは、いま申しました財政の展望から申しまして、そこにやるといふようなことは望ましくないじゃないかという考え方でございます、一応。しかしまあ何かお助けする手を考えられないかという代替措置につきましては検討中であるということでございます。

○木原(実)委員 これは、御案内のように、これまた日中貿易と若干傾向は異なりますけれども、北朝鮮の場合にも、御案内のように輸銭の金が使用されていない、あるいはまた過去において技術者が日本に来ることが制約をされた、こういうような問題がございまして、しかも最近北朝鮮との貿易が一定の軌道に乗りつたる段階、こういう状況があるわけです。そななりますと、過去にいろんな補助が行なわれてまいりましたし、それを当事者が当てにしておるというと詰弊があり、北朝鮮との貿易を何らかの軌道に乗せようといふ努力をしてきた関係者、これらの人たちが、こ

ここで補助が打ち切られる、かりにこういうことになりますと、やはりそれによって受ける不測の影響といふものがあるのではないか、こういうふうに考へるわけです。大臣のおことばによりますと、かりに自転車振興会のほうから、財政的な展望で補助が十分に行なえないと、そういう場合にはそれにかかる措置でも講じてと、こういう御配慮があるようになりますが、やはりただだけの配慮は通産省としても当然していただかなくてはならぬじゃないか、こういうふうに考へるわけですが、その点はいかがでしょうか。少し話を詰めるようですけれども。

○大平国務大臣 でございますから、いまその関係者と、その御意向もいろいろ聞いており、私どもの都合もいろいろはじいてみたりなんかしまして、何か手がないものかということで考えておるのでございまして、私は終局的に十分御納得を得てやりたいと思っております。

○木原(実)委員 この際に申し上げておきたいと思うのですけれども、私どもは政治的にも――これは例の日韓条約が締結をされました前後におきましても、当時佐藤総理も、韓国との間にこういいう形での国交の回復ができるのだ、統いてやはり北のほうともやっていくのだ、こういうおことばがあつたと思うのです。これは私どもとしては当然のことだと思うのです。やはり日中の場合と若干異なる。と申しますのは、御案内のように、朝鮮はいま三十八度線で南北に国が分断をされるという不幸な状態にありますけれども、しかしながらやはりわれわれとしましては、そういうおことばが適当かどうかわかりませんけれども、旧植民地国に対する宗主国としての道義的な責任といふものがあると思うのです。現在日本のいろんな経済状態といふものが、ある意味ではここまで伸展をしてしまった、こういう状況の中では、かつて長期にわたって植民地国であった隣国に対しても、やはり何よりも安定をした、でき得べくんば一つの民族が統一をして安定をした隣国として発展をしていくほししいという願望が、これは国民の中

には強くあると思うのです。しかしながら不幸にして三十八度線で分断をされておる。しかも、現在日本の政府は、南と国交の修復はいたしておるけれども、北についてはきわめて不自然な状態が他の分野でも残つておる。これはわれわれとしてはまことに遺憾なことだと思うのです。ですから、そういうのが、これはもうイデオロギーもあるいはまた政治的ないろいろな問題を抜きにしてつとめるのが、これはわれわれとしての責任ではないか、こういろいろふうに感ずるわけです。しかしま申しが重ねられておりますけれども、北のほうとはまさに重ねられておりますけれども、北のほうとはまさに細々とした關係しかない。日工展等もその中のきわめて限定されたかほそいつなりなんですね。それさもかりに政府のほうで何らかの從来のような措置もとれない、こういうことになりますと、これによつて起こるいろいろな波及といいますか、波及的影響といいますか、そういうものはやはり深刻なものがあるのではないか、こういうふうに考えるわけであります。そういう観点で、これはいま申し上げましたように、北に対してもはほかにも問題がありますけれども、やはりいろいろな政治的な障害を乗り越えて、少なくとも経済的な交流ぐらいは積極的に進めていく、こういう姿勢をとつたらいかがであろうかと思うのですけれども、いかがでしよう。

心の濃淡とか対日貿易の——ドイツのように非常に遠いところというものは比較的希薄なんですがけれども、韓国の場合はなんか非常に濃密でございまして、したがつていろいろなことをやりまして、日韓関係それ自体に非常に深刻な影響が及ぶことにもなるので、そういうやっかいな制約がわれわれいつも横腹にあるわけでございますから、やり方があなたの方から見ると、いかにも勇気のない、こそくでつまらぬじゃないか、こういうおしゃかりがあるのは無理がないと思うのでござりますけれども、實際上そういうような関係に置かれておりますので、すつきりとしたことがなかなかできなさい。できないけれども、私どもの立場では、体制のいかんにかかわらずグローバルに貿易は伸ばしていくのだといふ日本の方針にいつも立ち返りまして、相当われわれもいろいろ構めつけられることもありますけれども、腹の虫を押えまして、で生きるだけの手を冷静に講じて、貿易の拡大の道を模索していくつもりなんです。したがつていまの問題も、私は一方的にこれはだめだよといふようなことでなくて、實際上は十分御納得がいくよう御懇談の上、最終的に措置を講じるつもりでやつておるのでございまして、そこらあたりの苦心のあるところも御了察を願いたいと思います。

○木原(実)委員 これは御苦心のあるところを了解をせいでおっしゃるわけで、これは重々了解をするわけなんですが、しかしながらこれは、練り返すようですねけれども、大平さんは佐藤内閣の有力な閣僚であるし、單にグローバルに貿易を伸ばすというだけのことではなくて、私が先ほど申し上げましたような立場というのは、これは日本人だれでも考えなくてはならぬことですね。たまたまわれわれの意図にもかかわらず、実情は政治的な制約が多い現状になつていて、しかしながら、これを何とかして解きほぐしていくことが、お互いこれは特に政治に携わる者としては共通の課題であると思うのです。そらしませんと、あるいは三十八度線の危機が伝えられたり、あるい

はまた朝鮮半島にきなくさい緊張した状態がある。という場合に、まつ先に影響を受けるのはわれわれであることは間違いないわけです。しかも、繰り返すよろですけれども、われわれには朝鮮民族に対しての共通の負い目といふものがあるわけですね。それに対する努力をやつしていくといふのが、これはそう言つちやあれですが、佐藤内閣といふどもその努力はやつていく、そのことが大事な時期にきているのではないか。だから経済の問題であると同時に、政治の問題であるし、それからまた日本の国民の悲願である。こういうことになりますと、政治的な制約があるのは、これはもう重々われわれもわかるわけなんですが、しかし少なくともその政治的な制約をほぐしていくかなければならぬ。しかもほくしていく一つの道が、たとえば日工展というよな經濟交流という側面の中で一つある。ただこれにグローバルに貿易を伸ばしていくということですと、これは最近のことばじやありませんけれども、エコノミックアニマルなんということば、表現もあるわけなんですねけれども、そうではなくて、やはりことにつながつておる一本の糸でも大事にしていくといふ姿勢がないと、逆に何か、從来ともあれこの種のものについては一定の補助その他が行なわれていた。それが、いろいろな事情があるでしようけれども、あるいはきわめて非政治的な事情で、やむを得ない事情でかりにこれが打ち切られるということになつても、はね返つてくるのはやはり政治的な問題として、ある意味では善意の日本人にとっては失望として返つてくる、こういう側面があろうと思うのです。そこにこの種の問題にからむ政治の姿勢の問題があるわけです。ですから、繰り返すよろですけれども、やはりこの一本の糸でも大事にして、そして南といわば北といわば、朝鮮の民族に対してもわれわれがやはり果たすべき最小限度の責任をいろいろな機会に遂行していく。そのことがひいては、いろいろなやがましい問題がありますけれども、やはり日本の平和や安全に関連をしていく問題でもあるのではないか、

さいまして、関係者の中で円満に話し合いをして前向きの姿勢でやりたいのだ、こういうおことばがあり、私どもそれを信用したいわけでござりますけれども、どうか一本の糸でも大事にする、こういう姿勢についてのひとつ大臣の御決意をこの際承つておきたいと思うのです。

○大平國務大臣 いま仰せのとおり、一本の糸でも、かほそい糸でも大事にしていくということで終始いたしたいと存じます。

○藤田委員長 淡谷悠藏君から関連質疑を求められております。これを許します。淡谷君。

○淡谷委員 大臣困った顔をされますと、たいへん質問ができないくなつてしまふのですが、いまもグローバルな態度で貿易を進めるという、これが非常に大事な点だらうと思うのです。いろいろ同僚議員からも詳しく述べられましたけれども、少し困つくると、大臣特有の、こつと笑つて困られる、あとは質問が続かなくなりますので、たいへん大事な点に質問が入つていかないと思ふのです。さつきからお話をございましたところは、ベトナムあるいはドイツ、中国、それから朝鮮と、こう申しますと、これははつきり二つの政権ができた国々で、貿易が一番これは困難なんですね。ドイツのことはあまり問題になつておりますけれども、中国にいたしましても、台湾の政権と中国とでは日本の貿易姿勢が全然違つてしまつてゐる。それからベトナムは、もちろんそちらでございましょう。

さて朝鮮の問題は、日韓条約の当時からしばしば問題になつておることがたいへん多いでございまして、この際外交にも非常に造詣の深い大平通産大臣が誕生したわけなんですから、あまり困つた顔をされずに、少しまともにこのグローバルな線をお進め願いたいと思うのです。そこで具体的にいろいろなことがございまして、といふふうにのがれられますけれども、朝鮮のほうとの貿易が具体的にはどういう点で困つておられるのか、まあいろいろなと言わずに、ひとつその原因をお

聞きしたいと思うのです。

○大平國務大臣 先ほど御説明申し上げましたよ

うに、韓国と正規の国交を持つており、その韓国政府と北鮮の政権とはいわば先鋒に対立した間柄である。したがつて韓国政府として、日本と北鮮との間柄について非常な関心を持っておる。事ごとに非常な関心のありかをお示しになられるわけでございます。そこで、先ほど木原さんもおつしゃつたとおり、貿易は若干ござりますけれども輸銀の使用というよなことはできておりませんし、とりわけ中国の場合と違いましてなおきびしいのでござりますが、貿易要員の入国といふようにまだいままで実現をしていないといふことがあります。これはなぜこうなるかと言われたならば、端的にお答え申し上げますれば、こういう間柄にあるのだといふことを申し上げるよりほかにないのでございますが、たいへんお答えにならないい答えてござりますけれども、お答えにならないような事態がどうも國際環境といふよななものによくあることだとございまして、賢明な淡谷さんでござりますので、どうにか御了解を願えればと思ひます。

聞きました

たがつてこの際、グローバルな通産大臣の方策を進める上に、思い切つて貿易の陥路をなしておる。そういう実際上の、「初めに行動ありき」政治問題に取つ組む御決意があるのかないのか。

政治問題があるのだからこれはしようがないと

あります。

政治問題があるのだからこれはしようがないと

</div

う方向で御指導をなさる。いろいろお気持ちでございますか。

○大平国務大臣 正確に申しますと、やや違うの

でして、大型合併を推進するということではなくて、体質を強化したいということではございません。

したがって、たとえば三菱重工の場合なんというものは、むしろ分離でございます。自動車部門を分離して専門化していく、造船とかいろいろな機械部門と離して管理を徹底していく、販売の系統もちゃんとやって整備していくことなどあります。

ですから、合併とか、分離とか、協業化とか、いろいろなことをいろいろ取り組ませまし

て、私どももいたしましては、体質を強化していく、そういう産業体制の政策を推進する立場にありますから、独占禁止法の許される範囲内において競意そういう政策を進めていくところのが、われわれの立場でございます。

○木原(実)委員 おととばでございますけれども、しかしながら、具体的なものにあらわれた問題としては、なかなかやはり通産省としましては、積極的に企業の大型合併を是認をしていく方向が受け取れるわけなんです。

そこで、ひとつお伺いしますけれども、いまお話をございました独禁法それ自体も改正が必要があるのではないか、こういう議論が一部にあるわけでございませんね。

○大平国務大臣 そういう方針は持つております。木原(実)委員 そうしますと、具体的にあらわれました八幡、富士の合併問題は、これはさんざん議論も出尽くしたところなんですが、これからの方針の方向、まあ公取の最終的な結論が近日中に出るわけでありますけれども、特にこれから

鉄鋼につきましては、やはり基幹産業の中の柱でございますので、指導の方向としては何かお考えでござりますか。

○大平国務大臣 私どもは、八幡、富士も管轄の業態でございますけれども、鉄鋼の需要者その他

これと競争の立場に立ついろいろなメーカーを保護しなければならぬ責任があるわけでございます。したがいまして、需要者保護それから健全な競争力がそこに保証されるといふ状態の形成に通産行政としては当然配慮をしてまいらなければならぬと思っております。

そこで、いまの合併問題でございますが、この合併は八幡と富士が合意して申請を出しまして、公正取引委員会が厳正な審査に入つておるわけでございますから、問題は公正取引委員会と両社の間が根幹でございます。ただ、私どもに關係するのはどこかと申しますと、いま申しましたように、需要者を保護しなければならぬ立場もありますので、両社が出されておる、たとえば日本钢管がレールなんかの生産に新しく参入していくといふような場合に、その技術水準が保証されて、それが八幡、富士に対しましても競争力を持つといふような状態、そういう状態でなければならぬわけでございまして、それは当然私どもの産業政策にかかわってくる問題でございます。国有鉄道が一体そういうところの製品を買うのか買わないのか、買うといったしますならば、買う要件を十分満足する状態でなければならぬわけでございますから、そういう需要者保護の立場、業界全体の競争力を張り詰めた状態において維持していくといふような立場から、配慮すべきものがあれば当然配慮していかなければいけぬということでございまして、いずれ公取のほうから御意見を求められますならば、われわれ産業政策当局としての立場、考へは十分申し述べるつもりであります。

○木原(実)委員 時間の制限がござりますので、これでやめますけれども、御承知のように、この鉄鋼の合併をめぐらしても非常に多方面の論議がございました。それからまた、出されまし

いろいろな問題、たとえば両社合併についての趣意書等を見ましても、どうもわれわれとしては納得のいかない側面がまだ多々あるわけでございまして、しかも、事が鉄鋼という基幹産業中の基幹産業であるだけに、やはりこれからの行政指導とい

うものが十分な多角的な御配慮をいたしかねればならぬ側面があるのじゃないかと思うのです。と申しますのは、合併をする必然性についても、われわれを納得させるだけのものがどうもまだないような感じを私は持っているわけであります。世上にも、学者諸氏の議論等の中にもそういう意見がありますし、それからまた需要関係の中にも

問題が残されておる、こういうことでござります。したがいまして、これから指揮の方向、公取の要求があれば立場を説明する、こういうことでございましたけれども、その立場の説明を通じまして、あるいはまた、これからの方針についてはどうかひとつ、ある意味では単純な合併は認める方向ではなくて、十分な配慮を加えた行政上の指導が望ましい、抽象的ですけれども、こういう要望を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○藤田委員長 本会議散会後、直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後三時四十二分開議

質疑を続行いたします。大出俊君。

○大出委員 学校をつくるということなんですか

ましたが、公害といふのは何ですか、大臣。

○大平国務大臣 私どもが概念いたしております

公害といふのは産業公害でございまして、私どもが生活をさせておる物質的な基盤がござりますが、そいつた基盤を造成するについて

いろいろな産業活動があるわけでございます。この産業活動に伴いまして生起いたしまする排出物等が人体の衛生、あるいは国民の生活環境等に有害であるというようなものが多々あるのでございまして、そういうものの防除についてせつかく苦心をいたしております。

○大出委員 実は公害基本法二条との関連がありますから問題提起をしてみたわけですけれども、ほかならぬ大平さんの答弁ですから、いいことに

お答えください。これは成能通孝さんなりが相当詳しく述べておられます。学者の意見がこれに伴つてたくさん出ております。これは英國法のパブリック・ニューサンスといふ形で入ってきたことばなんですね。成能さんがこの英法を研究されて解説をしております。

公害とは何かといふことで、これは成能通孝さんなりが相当詳しく述べておられます。学者の意見がこれに伴つてたくさん出ております。これは英國法のパブリック・ニューサンスといふことばがございますが、この訳語といふ形で入ってきたことばなんですね。成能さんがからいきますと、パブリック・ニューサンスといつておりますこのニューサンスとは、加害者が被害者に対する直接の物理的衝撃——身体もしょくは財産に対する——を加えることがないにせよ、被害者の権利行使を妨害し、現実の不便、不快、不利益を与える、これはあとからたくさん出でますが、損害を加える行為のことである。これが一つの学問的な定義になつておるようになります。

そこで、このパブリック・ニューサンスあるいはプライベート・ニューサンス、これがいま大臣が答えられた産業の発展の段階から見まして、なかなかおののの限界が明らかでないという段階にきているというのがいまの時代だらうと思ひます。

したがつて、この四日市なんかにあらわれておりますような、私も行ってみたことがございますけれども、亜硫酸ガスによるニューサンス、この加

害者というのは一体どこだらうかということになりますと、石油関連工場群なんですね。亞硫酸ガス、SO₂でいえば重合着地濃度なんということが出でます。いりますけれども、したがつてこの一つのものの考え方——どの工場かわからない、逆にいえばこれはどの工場にも責任がある、こういう關係になると思います。いま工場の例を引きましてたけれども、そこらのところと公害基本法の公害に対するとらえ方、基本法とこれは書いてありますけれども、一体どういうふうにとらえればいいのかということですね。これはさつきの木原君の質問ともからみますので、当時、私は閣議で公害基本法を決定された日に、坊厚生大臣並びに通産省の関係の方々におでかけいたいで少し詳しく突っ込んだ質問をしたことがあるのですけれども、そこらのところを、ひとつこの法律をおつくりになつた立場からお答えをいただきたい。

○矢島政府委員 公害対策基本法第二条は、あえてここで読まなくて先生十分御承知でございますが、要点を申し上げれば、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当広範囲にわたる大気の汚染群でございます。いま御質問の四日市の例でござりますが、これはおつしやるとおり工場群であります。ですが、基本法のたてまえからいいますと、必ずしも工場群でなくともいいわけで、発生原因のほうは工場群でなくとも、単独の工場でもいいと思います。両方ですね。単独工場も含まれるであろうし、四日市のような場合の工場群。ただ、被害者のほうは相当広範囲にわたるということで、それでしほつてまいりました。被害者の方が隣の人だといらうなことになりますところは、民法の相隣關係といらうなことで解決することになりまして、公害対策基本法の公害にもならない、こういふうに了解いたしております。

○大出委員 そちらの二条のとらえ方を議事録に残したいと思っていま質問したのです。大体考え方がはつきりしたよですから、それでいいのです。

そこで実は横浜、川崎地区の問題等がありますので、こういふ質問から入つたのですが、防衛庁の関係の皆さんとの時間的御都合もおありでしようから、順序を逆にしまして、最初に基地公害とから、順序を逆にしまして、最初に基地公害とからむ問題からお答えをいたきたいと思います。これは大臣に承りたいのですけれども、日にちを申し上げますと本年の二月二十六日でございまが開かれております。公害関係閣僚会議と申しますのは、どなたどなたがお出になることになつておるのでですか。

○矢島政府委員 私、全大臣を全部ここで正確に御説明できませんけれども、非常に広範囲にわたりましたといふうに了解しております。

○大出委員 外務大臣外務大臣と、こういふうの御答弁なんですが、これはいま閣僚会議になつておなりまして、外務大臣とあと数大臣がお出になられたといふうに了解しております。

○大出委員 まあ二月の末のこととござりますが、この日の夕刊、これは説明でござります。

○江藤政府委員 二月二十六日であつたかどうか運輸大臣がお出なればならぬことになる。

○大出委員 さてこの基地公害といふものが取り上げられる閣僚会議であるとすれば、いまおつしやった外務大臣も必要でございましょう。さらに防衛庁の長官も必要でございましょう。さらには水戸の射爆場の新島移転に伴う問題

○江藤政府委員 これが、この発表によると、自衛隊が墜落した

○大出委員 が、この発表によると、自衛隊が墜落した

○江藤政府委員 が、この発表によると、自衛隊が墜落した

の代表者を通じ、あるいは市町村を通じ、または都道府県が中に入つて具体的に紛争処理の対策をとつてやつておる。そういうような具体的な制度なりあるいは運営そのものが、実際的には紛争処理法案でいう和解の仲介とか調停とかいろいろなものに見合ひのではないかといふような解釈をとりまして、現在の法体系でいけるんだというふうな解釈をわれわれは持つておるわけでござります。

○大出委員 どうも妙なことをおっしゃるので困るのですが、もう一ぺん言い直しますからよく聞いておいてください。この公害基本法といふ立場からすれば基地公害なるものも入ると先ほどからおっしゃつておる。入るわけです。基本法の二十二条で手続きその他一切法律を新たにつくることになつてゐる。それに基づいていま二法が出てきてゐる、紛争処理と医療救済だ、こういうわけです。ね。そうすると公害基本法のワクの中に入るなら、法律が違つたにしても、そのものの考え方方は差別があつてはいけない。被害を受ける住民は変わらぬのだから、日本人なんだから。そうなればその処理のしかたに差別があつては困る。これは権利義務は平等なんだからあつたりまえのことです。そうすると、片一方で和解のための調停あるいは仲裁、しかも公的な審議機関ができる、こういう措置がとられるのに、基地に鬱する被害、公害に関してはそういうものは一切ないんだということになるとすれば、基本法二条に含むのである限りはこれはたいへん片手落ちだ。これは間違います。明らかに間違います。

いです。十一条には確かに異議の申し出だけはあります。異議の申し出はあるけれども、金額が不服だ云々などといふ申し出があつて、それでおたくのほうの長官が、これは確かに少なかつたというところには、もう少しやしますよということを本人に通知するだけなんだ、これは、そういう簡単なものの方では困りますよ。そういうものでは何も処理はできませんよ。答弁し直してください。

○江藤政府委員 先ほど整備法の十条と申しましてたのは十二条の間違いでござりますので、訂正します。

先ほど申し上げましたように、そもそも防衛施設の運用によって生ずる障害の紛争の処理につきましては、これは先般の本会議におきまして總理なり防衛庁長官からお答えのありましたように、わが国の平和と安全を守るという意味におきまして特殊なものである。しかもこの公害紛争処理法案のねらいとしまして、これを十分実効をあげさせるための担保として、立ち入り調査とかあるいは資料の提出とかいろいろな制度を設けられておるわけでございます。そのようなこと自体が防衛施設の場合には非常に困るという面がございますので、どうしても、この防衛施設の運用によつて生ずる障害の紛争処理という問題は、そのような公害紛争処理法で設置されるような、いわゆる準司法的性格を持つ第三者機関の判断にまつことは適当でないというような意味におきまして、そのような紛争解決の具体的な処理につきましては、この紛争処理法でできる第三者機関によらないで、別の法体系でいくべきであろう。その場合に、先ほど申し上げましたが、必ずしも紛争処理法案のような和解の仲介とか調停とか仲裁とかいうようなことを法的には用いておりませんけれども、先ほど申しました各種の法律で異議の申し出、再審制度もあるし、これは実質的には和解の仲介、調停のような性格を持つておるという面もござりますし、また、かたがた先ほど申しました機関も実質的に入つてやつておる。そのような

実質的な運用をしておるということをやつていはるのではないかとうような点がございまして、第五十条のよう規定が挿入されたというのであります。

○大出委員 いまお答えになつてゐる各種法律の中には、第三者が仲介なりあるいはあつせん審議の権限がありましても、第三者が入つて、具体的にはこの被害者たちの代表者であるとか市町村であるとか道府県が中に入りまして、防衛施設廳と被害者の方々との間ににおける紛争の調停、仲介をされておると、いうような、実質的な点に着目しまして、そもそもこの紛争処理法案で考えられておる準司法的な性格を持つ第三者機関に、基地公害の問題の紛争処理の判断をゆだねるべきでないという前提に立つて、そのような別の法体系によるということにいたしたわけでござります。

○鎌江政府委員 防衛施設周辺のいろいろな問題、これを処理しますのは防衛施設廳でござりますので、いま防衛廳の江藤參事官が申しましたことにつきまして、私から少しふえんしてお答えしたいと思います。

まず、公害紛争の処理法は、公害対策基本法の第二十一条の必要な措置として定められたものでありまして、和解の仲介あるいは調停それから仲裁、こういうような制度を設けることによりまして、公害にかかる紛争の迅速かつ適切な解決をはかるためのものでございますが、同条の定めておるところは、紛争処理の方法をいま申し上げました三つの手段によつてのみ求めているのではなくて、実体法上からいっても、この実体法による紛争の処理、こうしたことでもいいというふうに私もども考えております。したがいまして、適当な手段があるならばそれによることもできるのではなかろうか。そういうわけで、公害の原因者その他

の態様から見まして、さもなく綱争の迅速かつ適正な解決をはかるための手段であるならば、どのような措置を講じてもいいんではないかということでおどもは考えておるわけであります。

○大出委員 そろしますと、その根拠になる法律は何という法律をさすのですか。

○鐘江政府委員 先ほど来整備法云々といいますのは、ただいま申し上げましたとおり、紛争処理の手段としまして救済制度が設けられておるということです。

○大出委員 そうしますと防衛施設周辺整備法をさす、こういう理解でよろしくござりますか。

○鐘江政府委員 さようでございます。周辺整備法及び特損法でござります。

○大出委員 原因者とそれから被害を受けた方をあなたはさしておるわけですが、さつきのお話では。そうするとまさに防衛庁が第三者というふうな立場で、この防衛施設周辺整備法というのによほど拡大解釈しなければそれはできません。とにかく私は質問しておるのでですから、当時鐘江さん、あなたは施設部長さんだったかな。財満さんだったですね。あなたたしかここにおられたはずだ、この席に。あの審議をやったときにはまる三日私は審議をやつたのだから、だから御存じだと思いますが、拡大解釈しなければできませんよ。例は幾つもあげてみていいのですが、きょうは何か夜中の十二時まで質問するのだそうですね、これは何時間かかるても――まことにありがたい話なんだけれども。そこでいまのお話で、原因者が米軍の施設であるとなれば、確かにある意味では第三者的に防衛施設庁と受け取ることができるかもしない。しからば一体自衛隊ならどうするか。

○江藤政府委員 先ほど来御説明申し上げておりまることは、周辺整備法十一條とか、あるいは自衛隊法百五条とかあるいは特損法の規定あるいは水面の利用に伴う漁船の操業制限法の規定、そういうものによって定められておりますいわゆる再審制度、これが直ちに公害紛争処理法案でいう和解の

仲介、調停、仲裁といふものそのものすばりにはならないわけであります。しかしながら法的に考えますと、それに準ずるものであるというふうに考えられます。

さらにもう、先ほど申しましたように、具体的な処理につきましては第三者機関が入って具体的に処理しておるという意味におきまして、われわれとしましては、和解の仲介とか調停とかいうことを使ひませんけれども、実質的にはそのようなことをむしろ産業公害等よりも進んで実施いたしておるという面に着目しまして、具体的な処理につきましては、そもそもいわゆる紛争処理法でつくりられます第三者機関の判断にゆだねることが適当でない、なじまないような基地公害の問題につきましては、従来のような方法でやり、さらにそれを民主的に、しかも内容を充実して経済的な段階において極力解決していくといふのがわれわれのねらいでございます。

○大出委員 現在われわれのほうで運用しておりますする法案といふのは整備法等でございますが、これらにおきます再審制度そのものがすなわち公害紛争処理法案で、和解の仲介、調停といふものではありませんけれども、大体法的に考えております。したがつて法的に見ましても、大体整備法等によつて処理しておることが紛争処理法案で考へられておる程度までいかうかがりませんけれども、ほほそれに準じたものがある。しかもさらに運用の面におきまして、実質的に紛争処理法案のいわゆる第三者機関に劣らないよう

な運用を現にいたしておる。そういうような面から見まして、われわれとしては現在の法体系並びに実際の運用で、いわゆる防衛施設の運用による

障害についての紛争処理は解決していくけるといふに考えております。

○大出委員 そういう答弁をされるから質問が長くなるのですが、法律的に違うものは違うのだ、あなたの方幾ら言つたって、法治国家なんですか

ら。法律的に調停の制度もなければ仲裁の制度もないでしょ。審議機関の制度もないでしょ。

その損害が幾ら幾らです、と言つたときに、損失たといつて申請が出る。それはいや幾らですか

言つたときに、十一条で異議の申し立てをする。そしたら、調停でいつているのです。そぞでしょ。そりだとすると、そういうところを制度的にはつ

きりさせなければ、幾らあなたがおことばの上で

それだけの制度に乗つて問題は進むといふことです。基地周辺の問題といふのはいままでそう答弁をされたつて、法律上できませんと断わられればそれつきりですよ。制度的にそりでなく

なっておれば、その制度に乗つて問題は進むといふことです。基地周辺の問題といふのはいままで片づかぬことだらけですよ。私は何回もこの委員会で質問してきている。だから、これだけの機会

なんだから、せめて基地公害といふものをそらう形で解決するようになるとすれば、与党の皆さ

みが基地特別委員会なりあるいは防衛委員会の合

同委員会なりで論議したよなものの見方とは逆

はいけませんよ。法律なんですから、そんないいふな運用をするならこれはたいへんなことですか。あらためて防衛長官に出てきてもらつてや

らなければならぬ。法律できめた以上、それに従つてやらなければいかぬ。明確に違うのです。だから私の言いたいのは、一般のほかの公害についての本法二条に入るといふ解釈をするなら、そつて基本法二条に入れるといふ解釈をするなら、そつて片づいていくのですから、私はなぜはずしたのか片づけたいといふ意識をみんな持つてゐるわけですから、よりどころがなくて困つてゐるのだから、そういういまの事情を判断すれば逆に問題は片づいていくのですから、私はなぜはずしたのかということを言つてゐるわけですよ。これは与党の皆さん方が考えたよなことじやありませんよ。基地周辺の方々といふのはもつと深刻ですよ。だから私は、そういう意味でひとつあなた方に前向きに制度的なものを考えていた。だからければ困ると思つて、先ほど少し回りくどい言い回しだけれども、質問のしかたがだいぶ遠回しに持つていきましたけれども、そこに問題の焦点を置いて質問しておるといふことなんです。ここらのところをもう一度答えてください。

○江藤政府委員 整備法の十一条とかあるのはその他の制度におきまして再審制度がある。これは

ことでもそのとおりでござりますけれども、われわれも現在すでにそういう制度を持つておる、再審

制度がある、しかも、実際にそれを運用し処理する段階におきましては、紛争処理法案でいう和解の仲介、調停、仲裁等のような制度

いただいて処理しておる。もちろんこれはすべてが完全に円満にできているとは申しませんけれども、実際の運用の面におきましては、紛争処理法案でいう和解の仲介、調停、仲裁等のようないくつかの訓令が出て、ここにうちを建てるよ

うな防衛厅長官の訓令なりなんなりで措置をとつてやつておるのですから。たとえば上瀬谷のAゾーン、Bゾーン、Dゾーン、あの周辺の電波規制区域なんかは長官の訓令が出て、ここにうちを建てるよ

うことです。基地周辺の問題といふのはいままでそう答弁をされたつて、法律上できませんと断わられればそれつきりですよ。制度的にそりでなく

なっておれば、その制度に乗つて問題は進むといふことにおきまして——そもそも紛争処理法案で

できます。第三者機関になじまないような内容の規定を通じ、あるいはそれ以前の段階において

実際にやつてきておる、それに努力しておるといふことにおきまして——そこもそも紛争処理法案でいう和解の仲介、調停、仲裁等のようないくつかの規定を通じ、あるいはそれ以前の段階において

実際にやつてきておる、それに努力しておるといふことにおきまして——そこもそも紛争処理法案でいう和解の仲介、調停、仲裁等のようないくつかの規定を通じ、あるいはそれ以前の段階において

実際にやつてきておる、それに努力しておるといふことにおきまして——そこもそも紛争処理法案でいう和解の仲介、調停、仲裁等のようないくつかの規定を通じ、あるいはそれ以前の段階において

実際にやつてきておる、それに努力しておるといふことにおきまして——そこもそも紛争処理法案でいう和解の仲介、調停、仲裁等のようないくつかの規定を通じ、あるいはそれ以前の段階において

す。

○大出委員 平たく言えば、私たち、防衛施設厅と

しては基地にまつわるいろいろいわゆる基地公害といふふうに考えておる、そういう意味でございま

いう努力をもつと一生懸命やつてみると、だから取り扱う法規は違うけれども、意図するところは似たように考へているのだから、そういう面で解決をしていきたい、基地だから立場は違いますけれども、この紛争処理法の中身からいたしますと、第三者が立ち入り調査だの、これはできることになつておりますけれども、仲裁、調停もやつてみる、中身はそろはなつてないですから、性格上はいろいろな問題がある、だから現在の周辺整備法もあり特損法なりでやつていただきたい、こういう趣旨ですね。私も実は解決をすれば、これは法律がどうであろうと、ある意味では今後は政治の分野でもありますから、解決をしていけばいいと私は思つてゐる。ところがなかなか解決をしないので、紛争は拡大をするから、一日も早く片づけてあげなければ住んでいる人に気の毒だ、そういう意味でこういうことを言つてゐるわけなんだ。せつかく通産大臣も出になつたこの公害関係閣僚会議でそこまでいっているものをひっくり返すことはないじゃないかという気が私にあるから申し上げておるので、これから一生懸命解決に御努力なさるということならわかりますけれども……。

そこで、例をあげてひとつ申し上げますが、横浜の金沢区に小柴といふところがあります。これはもう皆さん御存じのところですが、ここに在日米軍の小柴貯油施設というのがある。燃料貯蔵所です。これは非常に高オクタンの燃料貯蔵庫でございまして、安善、浜安善等にここから運んで、貨車に乗つけて、新宿などを通つて、立川に抜けれる。ジェット燃料で、よく問題になるわけですけれども。また、この航空燃料を厚木のほうにも運んでいます。こうしたことなんですが、この小柴という町をめぐつていろんな問題が起つて、一体いつこれは生命の危険、たいへんな大騒ぎが起つて、しかもわからぬという実情にある。私は、いろんな角度で、いろんな人を通じて、ずいぶんこまかく調査をしてみたのです、この地域を。ところが、

海軍が接收していくところですから、海軍時代に貯油施設を一部つくりっていた。それが、米軍が戦後接收をするということになつて、今日に至つては、いう気持ちになる。しかも、その間に原因不明の火災が起つてみたり、あるいはまたたいへんな排気ガスを外へ出す排気口が人が歩くところのすぐそばに、表に出されている。そこからたいへんな悪臭がちよいちよい出てくる、住民の人たちには、とにかくたいへんにこの悪臭に悩まされると、いう状態が続く。ところが、ちよつと離れた、冬になると草が枯れてきますと、その枯れ草のところに、全く原因不明、突如としてたいへんな火事が起つたりする。それから、物を燃やしていく、そこに気がつかずにそこらにほりつてあつたものを入れると、いきなりたいへんな火力で爆発をするというようなことがいままで幾つも起つている。そうかと思うと、油が大量に流れ出して、ノリをとる漁区ですけれども、これが全部完全に使えなくなるというような問題が起つておる。防衛厅に対して今日までたしか三回補償問題がいろいろこじれて、今日まで進んできている、実はこういう状態である。これはもう御存じだと思うのですが、その辺のこととは御存じでございましょうか。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕
これは米軍にとりまして必要欠くべからざる施設であるといふようなことで、実はいろいろ過去においても被害の問題等もございましたが、地元とよく御相談をしまして、できるだけ円満裏に解決をしておるわけです。ただ、こういった性質の施設であるということから、返還をしてくれといふ御希望もございますが、この点につきましては、ただいま申し上げましたように、米軍の施設としてはこれは不可欠のものであるということで、地元の方にも説明をし、御納得をいたぐりように努力をしておるわけでござります。

○大出委員 本来この地域というのは、いにしえの北条一族の別邸があつたところで、金沢文庫、北条氏の書庫ですかね。有名な金沢文庫、そのうろですから。これはいま称名寺といって寺になつておりますけれども、これは慶応二年といふ時点で津波なんかがありまして、長浜といふ、そのうしろの町のほうはみんな流れちゃって、この小柴の柴町に移り住んだという、何とか千軒という名前がついている、非常に歴史的にも史実にいろいろなことが残っている町なんですね。千軒しかうちがなかつたといわれる町なんですね。そういう非常に風光のいいところで、こういうところで一体何が産業としてやれるかというと、海軍にばつと接收されて持つていかれてしましましたから、畑をつくるといったって、山の上にみんな追いやられて、段々畑ですね。どうにもならぬ、つくりようがないです。そうしておいて今度は、ささやかな、目の前の漁区、ここに何がとれるか。ノリしかできないですね、ほとんど。あとは、そこで魚をとつても、いまは油くさくて全然だめですね。だから、ナイロンの浮き網といいますか、浮き網といいますか、前のほうに出してやつているということですね。ノリを乾燥するオイルペーナーがたくさんあるわけですよ。各戸にみんなあるわけです。だから、この人たちにすれば、こんなひどい目にあつているのだから、何と

業みたいなことをやりたいと言つてゐるわけですね、皆さんの気持ちは。すぐ裏は今度は西武の大陸地ができてきている。こういう発展してきているところで、ぽつんと残つてゐる。まわりがみんななそういうところですから。そういうところで、じつくり話してもらつた。町会長の小山さん、生産部長の齊田さんという方に会つて、いろいろ話をしてもらつた。それはほんとうに苦要のほどがわかりますよ。子供の将来を考え込んでいた。これはいつまでたつても返してくれないから、ということなんです。そういうきわめて苦しい実情を皆さんのはうでどこまで御存じで、さつき参事官おっしゃるようだ——私は、こういふようなところは、ほんとうは紛争処理のための、先ほどの処理法案にいうところの調停なり仲裁なりのあつせんぐらいはほんとうにしてもらつて、秘密であつても何でもいいから、住民の皆さん気持ちをほんとうに聞いてもらつて、片づけてあげたいといふ気がする。年じゅう危険を感じてゐるのですから。そちらの非常にせっぱ詰まつたところをどこまで御存じなのか。いま言ふように、米軍のたいへん重要な貯油施設だから、どけろと言われてもそれはできませんと、にべもなくおっしゃるけれども、あなた方は実際にこの地域を調査されたことがありますか。

くといら形になつております

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

か返してもらって、将来に向かっては觀光園芸農業みたいなことをやりたいと言つてはいるわけですね、皆さんのお気持ち。すぐ裏は今度は西武の大

団地ができてきている。いろいろ発展してきているところで、ほつんと残っている。まわりがみんなそういうところですから。そういうところで、長年みんな先祖伝来住みついでてきた。何でこんな

よ。だって歩けるところなんだから。道路のすぐはただし、やはりそういうところは一ぺん地下の調査とあわせて、あの周辺はたいへんなことになっておりますから行つてみていただきたい、何とかこれはそりいした不安を仲介という形で、調停も仲裁もできないというシステムなんですから、せめてそういうことをやつていただかぬと困ること思いますが、そのところを基本だけ聞きたい。

○鶴崎政府委員 この問題につきましては、前々から地元とも折衝しておりますが、遺憾ながら、現時点まではまだ解決しておりません。しかしながら、いま先生からお話をあったように、両方で現地でも調査するというようなことで、円満な解決の糸口ができれば幸いだと思います。

○大出委員 大体話が進んでいいっているようですが、なるべく私のほうもはしょって質問を簡単に行いたします。

基地に關係ないのだから、おまえたちかつてにあれども、それという。基地があるから、通り抜けられないから、各所の道路が詰まつてしまつて直しようがなきい。市にものを言つたつて直しよちがない。

だとすると、四条でものをおやりになるとすると云ふならば、周辺整備法の四条というのは一部負担なんですよ。これは単なる一部負担では片づかぬだけなんです。あるいは、四条を厳密に解釈すれば、一部負担ですからできないのです。だから、やはり全額負担すべきものはしても、片づけるものは片をつけなければなりませんよ。そんことをしますと、これはやはりいまの法律では不備があると思いますが、何しろ基地があること、管理、維持、そこから出てくる住民への被害といふものは——この第四条というのは一部負担で補助をすれども、ということです。どうでしょ。だから、それだけをおつしやつたのでは、あなたのほうの回答

基地に關係ないのだから、おまえたちかつてにやら
れという。基地があるから、通り抜けられないか
ら、各所の道路が詰まつてしまつて直しようがな
い。市にものを言つたつて直しようがない。
だとすると、四条でものをおやりになるとする
ならば、周辺整備法の四条というのは一部負担な
んですよ。これは單なる一部負担では片づかぬも
のだらけなんです。あるいは、四条を厳密に解釈
すれば、一部負担ですからできないのです。だか
ら、やはり全額負担すべきものはしても、片をつけ
けるものは片をつけなければなりませんよ。そろ
しますと、これはやはりいまの法律では不備があ
ると思いますが、何しろ基地があること、管理、
維持、そこから出てくる住民への被害といふもの
は——この第四条といふのは一部負担で補助をす
るということです。そうでしょう。だから、それ
だけをおっしゃつたのでは、あなたのほうの回答
文書に四條問題等に触れたノリ事故の問題なん
かもありますけれども、四条ではまずい。だか
ら、その点は、そのところをもう一歩進んでお
考えをいただかなければならぬといふ」とにな
る。

まで行って折り返し、抜けようがないのです。そこでそこに軍の建物があつて、関係の郵政局の職員がたくさん入つておりますから、その問題は私が解決をはかりましたが、その時代だつてそちら先は行きようがない。ひどいものですよ。これは問題点だけあげます。

それから下水道なんかにいたしましても、基地のほうから町のほうに流れてしまふ。基地だからどうにも手がつかない。町の人聞いてみると、なんで一体それは向こう側に流れるようにならないのかと言ふのです。あたりまえですよ、狭い町ですから。そうでしょう。あそこに基地があるために、町の中を歩く人の道路の整備ができるない。どうにもならない。かつて、おたくの出先機関である横浜の施設局の久保さんとのところにいろん事情しているのだけれども、町の中のことは

それからもう一つ、油送管が長く伸びておりますから、年じゅう油がどんどんどんどん流れ、どうもたいへんな被害をこうむっている、こういう実情にある。そうすると、やっぱり漁具をそこに持つておられる限りは、それにまつわるたくさんのお問題が出てくる。これまたあたりまえです。かつて二回の事故に対してもあなた方がやつた見舞金なんというものは、地位協定でおやりになつたのでしょう。御存じですか。前二回の事故について、油流出の事故について、こつちから海水を入れて、少なくなると油を上に上げておいて引っ張り出すわけですね。この問題について、あなたのほうは前に地位協定でおやりになつたはずなんですね。そちらのところはあなたは御記憶ですか。

軍と交渉して解決をしたと思つております。

○大出委員 これは簡単に申し上げますけれども、支払い月日は三十七年四月一日なんですが、この事故の発生は三十四年なんですね。三十四年に起つた事故を三十七年になつて片づけていふのです。こんなに長くかかっちゃ困るのですよ。しかもやつたのは事故見舞金、こういうことですね。これは地位協定十八条に基づく管理の現状と、いう項に当たるのです。

それから次の事故、これは昭和三十八年十二月に起つた事故です。これは損害補償が行なわねてはおりませんけれども、これは特損法に基づく損失補償だという記憶があるのでけれども、あとで事故のほうは何で補償しましたか。——いやどうです。時間がありませんからいいです。これは損失補償、特損法ならば適正阻害という条項でしょう。ずいぶんこれは手間がかかるつている。だから、原因不明の火災だ、やれ何だと年じゅうあるわけですから、この辺は、私の言うことが、私の質問が紛争処理法にからんで飛び出さぬでもいいように、これは実例ですけれども、もう少しあなただのほうで御配慮してやつていただきないと困るところは言つておるのでよ。

それから、あと並びますから一括お答えいただければいいのですが、ここに持ち出すまでもありませんが、消防用の貯水タンクであるとか、消火施設といふものは全くない。この町は施設整備ができないから、おかげさんで消防車も入れない道が行き詰まりなんですね。そうでしょう。すると、タンクの周辺、排気口の周辺で何か火災が起つたような場合、しかも一軒一軒の家々ではみんなノリをやつしているわけですから、乾燥用のオイルバーナーが全部入つている。そうでしょ。何か起つた場合に、消防の設備、装置といふものは現状全くない。それは一体どうするのか。せめてそれくらいのものはつくつて、消防小屋ぐらいいこしらえて、あとでそれを集会所にしろというふことでやつてくれても悪くないでしょ。そんで

地ができるているわけでありますから、こつちのほうとの通路をこれまで考へて、何とかそちらのほうを一回りぐるり回らないで済むような形をおねがいしておられた地域住民のたいへんな不便です。これは言えれば切りがありませんが、等々の問題がたくさんあります。まだ七つ八つありますけれども、たくさんありますから、時間がありませんからこれだけにしておきますが、そこで地域の方々は二十何年いやじめられてきているのだから接収解除をしてくれということで、切なる願いです。いまきなりそらならないにしても、地下タンクがないところで、地下タンクの側に寄つて長浜のほうから相当部分解除してもらいい場所が現にある。これは共同調査してみればわかると思うのですが、あんなところまで接収しておかないと悪い。タンクのぎりぎりの近くまでやつてもいい。烟をつくるならばかまわないじゃないか。おれの土地は返つてこないといふことで、そういうところを垣根の外からながめているわけですよ。そういうことをしておつたのでは、場所が場所だけにやはり大きな問題が起こと、返せる土地は返すべきだということ。それまでに、皆さんが将来にわたつて——昨年十二月二十三日の合同委員会では、基地の五十カ所ばかりの解除をきましたが、第二次ということも将来あり得る。だから、長浜のこの基地はあるからどうでもらいたい、あんなところに置いておいてもらいたくない、何かあった場合にこれは責任がとりようがない、そう思います。それにいろいろな手続もあり、時間もかかる。だから、その間、長年この基地のために苦労した住民の皆さんだから、たいへんな遠回りをいつもやつて歩いているわけでありますから、せめていま私が申し上げたようなことはやつていただきたい。そこ

で、共同調査ということ、これをひとつ条件に地域の方とやつていただいて、問題の解決に当たつていただきたい。そして、基地問題のこの種の紛争が、やれ苦情の処理をどうするかとかいうようなことまでいかないで片づいていくように、この問題は皆さんのはうで御配慮願いたい、こう考えるわけですが、その点いかがですか。

○鶴崎政府委員

全部返還してもらいたいという問題につきましては、先ほども申し上げましたように、米軍にとつてこれは不可欠の施設であるということ、むずかしいと思います。しかしながら、それまでの間といいますか、地元から、道路、下水その他消防施設等についていろいろ御要望のあることは私どもも承知しております。そこで、こういった御要望について、先ほどから話に出ております周辺整備法によって前向きで検討するということについては私もやぶさかではございません。ただ、御要望されたものがすべてこの法律によつて処置できるかどうかといふことは、法律のたてまえもございますし、そこまでは申し上げかねますけれども、できるだけ地元の御要望には沿うように努力をしたい、こう思います。

それから一部返還の問題でございますが、あいう施設で、何といつてもきわめて危険なものを貯蔵しておる。そこである程度の保安用地といふますか、そういう施設は必要だと思ひます。お話を聞いておる限りは、私どもやぶさかではないでござりますが、これもできればひとと申し上げかねます、これもできればひとと申し上げかねしますが、こう思います。

○大出委員

ここは表地域水面にドイツマルク九十億マルクばかり借りて、横浜市が埋め立てをやらうとう計画があるんですね。これは横浜市にとってみれば最後の埋め立てなんですね。ですから、その埋め立てができることが、長年基地ばかりある横浜市の経済発展と相当結びつくといふことをから考えられてることなんですが、それも皆さんのほうにいろいろ書類その他が出てお

ります。外債を借りることについて大蔵省がお出しになつております。この問題の意図は大ざっぱにいつてどうめになつたのです。これは何に使つんだ、埋め立てをやるんだからといってお認めをいたいたのです。ところが金のほうはお認めいたいたのであります。ところのところは米軍との関係があつて進まぬ。これがまた困る。そちらのところは、一つの機関と機関との問題ですかから、お進めいただかなければなりません。そういうことがあるということをひとつお含みいただきたいこと。そしていまお話しございましたように、ともかく美態調査をみんなでやつてみると、これは私は一番必要だ。その周辺の関連する方々の中でも、何も直さぬほうがいい、道路も直さなければ下水も直さぬ、排気口も出つけなし、何でもみんなおいておく。そして住民の意見をよく聞いてみると、そういう気持ちになるだろうし、接收解除にはそれが必要なんだといふ張もある。あるけれども、そんなことを言つたつて、きょう、あしたのうちに事故が起つたらどうが責任を負うんだといふことになる。排気口があるんですから、異臭のガスが年じゅ出るんですから、ひとつ事故が起つて、一人でも二人でも人の人にはがをさせた、死んだということになつたときに、接收解除になるとまで不満は累積して、ためておいたほうがいいのである。だからそこらのこのだということにはならない。だからそこらのことを私は言つておるわけですから、十分お含みいりますが、ひとつ承りたいのは、公害基本法ができるまで不満は累積して、ためておいたほうがいいのである。だからそこらのこのだということにはならない。だからそこらのことを私は言つておるわけですから、十分お含みいりますが、まだ何ともはつきりと申し上げかねます。あと三十分といふ連絡がござりましたので、実はきょうは何時までもやつていろいろとお会いいたしましたからお出かけいただいたのですけれども、だいぶ時間が早くて済みそうでございました。そこでひとつ承りたいのは、公害基本法ができるまで不満は累積して、ためておいたほうがいいのである。だからそこらのこのだといふことにはならない。だからそこらのことを私は言つておるわけですから、十分お含みいりますが、まだ何ともはつきりと申し上げかねます。あと三十分といふ連絡がござりましたので、実はきょうは何時までもやつていろいろとお会いいたしましたからお出かけいただいたのですけれども、だいぶ時間が早くて済みそうでございました。そこでひとつ承りたいのは、公害基本法ができるまで不満は累積して、ためておいたほうがいいのである。だからそこらのこのだといふことにはならない。だからそこらのことを私は言つておるわけですから、十分お含みいりますが、まだ何ともはつきりと申し上げかねます。

○大出委員

ここは表地域水面にドイツマルク九十一億マルクばかり借りて、横浜市が埋め立てをやらうとうと思いますから、三十分だけ質問をして終わらへん御苦労さまでした。

あと通産省の公害関係の方に承りたいのです

が、横浜、川崎に対する調査結果に基づく一つの行政指導の方向になるのですか、川崎、横浜地区産業公害総合調査に基づく改善指導について、四

ります。

十四年二月十四日に通産省がお出しになつております。

厚生省は基本原案をつくつて出した。ぶつた切ら

めになつたのです。これは何に使つんだ、埋め立

てをやるんだからといってお認めをいたいたの

ことですか。

これがまた困る。そこらのところは、一つの機関と機関

との問題ですかから、お進めいただかなければなり

ません。そういうことがあるということをひとつお含みいただきたいこと。そしていまお話しございましたように、ともかく美態調査をみんなでやつてみると、これは私は一番必要だ。

その周辺の関連する方々の中でも、何も直さぬほう

がいい、道路も直さなければ下水も直さぬ、排気

口も出つけなし、何でもみんなおいておく。そ

ういう気持ちになるだろうし、接收解除には

それが必要なんだといふ張もある。あるけれど

も、予防ということについて、いま御答弁の中で

ござりますが、公害といふものは、公害が現実に発生してからこれをどうするというよりは、未

然に防止する、あるいは現在相当公害があつても

さらに悪化させない、改善の方向に向かつていく

ことを、三年先、五年先という長期的な見

通しのものにやつて、こうという趣旨のことです

ります。したがいまして、御指摘のものは、た

とえば横浜、川崎につきまして三年先、五年先と

いうふうに改善していくか、そういう指針とし

てやつているものでござります。ただ、これはま

だ第一次的な暫定的なものでございまして、さら

に第二次調査、第三次調査を重ねて、半年後くら

いに最終的なものにまとめて、かのように考えて

おります。

○矢島政府委員

産業公害総合調査というの

は、通産省としては非常に重点を置いている施策で

ござりますが、公害といふものは、公害が現実

に発生してからこれをどうするというよりは、未

然に防止する、あるいは現在相当公害があつても

さらに悪化させない、改善の方向に向かつていく

ことを、三年先、五年先という長期的な見

通しのものにやつて、こうという趣旨のことです

ります。したがいまして、御指摘のものは、た

とえば横浜、川崎につきまして三年先、五年先と

いうふうに改善していくか、そういう指針とし

てやつているものでござります。ただ、これはま

だ第一次的な暫定的なものでございまして、さら

に第二次調査、第三次調査を重ねて、半年後くら

いに最終的なものにまとめて、かのように考えて

おります。

○大出委員

厚生省の方にお出かけいただきまし

たので、実はきょうは何時までもやつていろと

いうことでしたからお出かけいただいたのですけ

れども、だいぶ時間が早くて済みそうでございま

すので、私のほうもたいへん助かるわけです。

そこでひとつ承りたいのは、公害基本法ができ

ましたときにも私は坊厚生大臣に御質問したこと

があるので、本来公害対策といふのは予防な

んですね。あつては困る。横浜、川崎地域でも、

わけのわからぬ一部せんそく状況の方々があつま

ますが、あつては困る。起つてしまつてから難い

でも間に合わない。産業サイドにどうしても片寄

りがちな通産省の立場がある。ところが医療救急

といふようことを含めた、つまり被害を受ける側

に立とうとする厚生省の立場が旧来からある。こ

れは排気ガスの問題をめぐつて運輸省との関係で

厚生省がいぶんがんばつてている。だいぶ悪口でも運輸

省に向かって厚生省はお言いになつて。それ

から基本法をつくるときにも、各種会議が詰まつ

していく場合、せつかくいい答申が出たといふので

なければならないということで公害防止計画もきめ

なければいけないと思っております。そのほか大

気汚染防止法等では、大気汚染が将来起こるかも

て、その地域の規制を強化するという方策がとられております。

区その他予防ということを含めてやつていける地域ですけれども、川崎の特に大師、鶴見の大黒町周辺は既設の地域でございますから、予防対策をとらなくては現ことりようがない。だとすると、

これはO₂の着地濃度あるいは重合着地濃度といふものをどう薄めていくかということしかない。これはもちろん亜硫酸ガスについてのみものを言えはります。

そこでお手に取った。事務的にすと聞いて、少しりたの
は、一体皆さんのがこの指導書をお書きになるにあ
たって、どのくらいの工場を調査されて、どのく
らい厳密な資料と信ぜられるものをおとりになつ
たかという点。

○矢島政府委員 このレポートに書いてございま
すように八十五工場でござります。この八十五工
場といふのは、業種別に言いますと、電気、ガス、
鉄鋼及び関連産業、石油精製、石油化工、窯業、
肥料その他といふことでございまして、亜硫酸ガ
スを発生する主要な企業、主要な工場を全部網羅
しまして、亜硫酸ガス発生量でいえば全体の九五
%近くのものをカバーするわけでござります。

それから第一の御質問との程度のデータを
ということです。が、先ほど申し上げましたように、三年先、五年先の長期の工場の生産計画あるいは新增設がある場合には、新增設計計画あるいはそれに伴う燃料計画もありますし、それから公害防止に関する施設の改善計画、たとえば高煙突あるいは集合煙突、そういう諸般の、およそ硫酸ガスの公害防止に必要な検討資料と思われるものをお全部とてあります。

○大出席員なぜ後段の点を聞いたかといいますと、あなた方のほうは資料をおとりになるにあつて、つまり神奈川県なり横浜市なりに協力を求めになつた。したがつて、それ相当の協力は県にしても市にしても申し上げた。ところで、あなたのはうは調査された結果として一体どういう

データをお集めになつたのか、コピーをいただきたいという横浜市等の申し出に対し、実は、それは差し上げられない、というお話を。私どもながめてみていて、あの地域に、いまお口にされましたが、拡張計画があるとすると、またまた亞硫酸ガスその他が考えられる。拡張が行なわれるとするとこれ以上ということになる。そちらが非常に心配になる。

またもう一つ、端的に、時間がありませんから申し上げてしまいますがけれども、将来に向かって三割規制をするとする。三割規制をするとした場合に、極端なことを言えば、いま皆さん方のほうに出す会社のデータが、先々の拡張計画その他を頭に入れて、三割切られても大体工場側としては困らない程度のデータを出しておけば、あなたによろしく、ご理解を頂ければ幸いです。

赤羽かどこかでおやりになるのでしょうか。それとも、おやりになつて規制いたしましたと言つたんだけれども、実際にはデータが三割水増しされておつこといふことになる」と、これは見制しこと

にはならぬ。さらに一步突っ込んで言えば、この指導方針からいければ十年間でしよう。十年間かかるたのじや、とてもじやないが、たまつるものじやない。そらでしよう。そらだとすると、十年

間、やつておりますということを皆さん方は言い続けていたとする。しかし出ていったデータといふものは水増しされておつたということになると、十年の間気休めにそり言つておつたといふだけ

になって、着地濃度といふものは減らないうとに
なった。極端な言い方だけれども、コピーをお出
しにならないのだから、そこまで心配せざるを得
ないようなことになる。これは、大臣、どうして

○矢島政府委員 いいじやないですか。秘密にするならするで
あります。

ただいまいろいろ御指摘、御質問がありましたけれども、いまの話は、企業の出すのはなまのデータでありますて、もちろん新增設のよくなも

卷之三

いろいろ調べて、いまあなたのほうでお出しになつておる指導書に対比してみて一つ一つ確かめたい

ものが山のようにある。きのうも市の公害センターの所長がこつちに参りまして、議員会館の会

議室で関係者皆さん集めて詳細に説明しておりますが、この資料だけでもたいへんなものがある。これを一つ一つ質問して、何が何だか分らなくなつてしまふ。

これが一つの質問で、いわば事が済んでしまったのですが、あなたのお考えはわかりますけれども、私はもうそんな時間はありませんからものを質

單に言つておるのですけれども、そらするといまから半年なら半年、なまデータを集められて風洞

実験をいろいろおやりになつた。そこで一応とりあえずのあなた方がこれから先行政指導その他を

やつしていく基本がきまるというわけですか。そゝのところ、何がどうきまるのですか。

○矢島政府委員 第一次の指導をやりまして、それでもつて、会社がそれに従いましてこういうふうに直します。要はこういうふうにします。然

料はこうしますと出ると、それをまた風洞実験にかけるわけです。それがわれわれの期待するよう

な満足すべき結果であればいいわけですが、われわれの従来の経験によりますれば、おそらくそれ

でもまだわれわれの目標とするところに足りない、さらに追っかけてことを直してくださいとい

うことで第二次になる。こういうふうな過程を経まして半年後に最終的なものが出て、こういうと

○大田委員 そうしますと、このなまデータといふものをチェックするところなどあるつゝやるが、

○矢島政村委員 先ほども申し上げましたように、そこでどうチェックしますか。

に、こういう大部分の産業につきましては、通産省の各原局におきまして業法の運用あるいはその

他の行政措置によりまして、数年後の将来計画といふものは一応あるわけでございますが、そろい

す。それから次に公害、大気汚染そのものの防止と一、そういうような生産計画的な観点からやりま

いう措置から、会社の出しておる燃料計画ではなしていいかどうか、こういうのを主としてわれわれ公書の關係でやる、こういうよくなことで、わば通産省の各原局を含めて全体でやる、そい

○大出委員 大体時間がないようですから、またな
別な角度、別な機会にやりたいと思うのであります
すけれども、最後に承っておきたいのは、この環
境基準をおきめになつた閣議決定がございます
ね。これが硫酸化物にかかる環境基準の閣議
決定というのと、皆さんのはうが発表した発表の
時期の関係がちょっと引っかかる。環境基準を閣
議でおきめになつたのはいつで、皆さんのが発表し
たこれが四十四年二月十四日でしょ。そうする
と閣議決定のほうが二月の十二日ですか。

○大出委員 そうでしょう、どうもあまり手にしがよ過ぎるような感じがするのですね。環境基準についての閣議決定をやったのは二月十二日。ところが、そうしたら十四日に横浜、川崎地区についてのおたくのほうの「産業公害総合調査に基づく改善指導について」というのがぽんと出てくる。そこのところはどういう関係なのですか。

○矢島政府委員 二月十二日が閣議決定、二月十四日がこういふことで、非常に接近しておりますけれども、決して特別な関係はございません。こういう作業は相当長期間にわたっているわけでございまして、たまたまそのころにこの程度の第一次的なものがまとまった、こういうことでござります。ただ申し上げたいのは、環境基準の問題そのものは、相当長い間かけて審議してきたわけでもございますから、その過程におきまして、閣議決定になるべき環境基準というものを一応これをつくる場合には頭に置いたわけでございますけれども、日にちが近いからといって、全然直接の関係はないわけでござります。

○大出委員 これでおしまいにいたしますが、横浜の場合は、昨年厚生大臣に私はこの席で質問したときもそうなのですが、たまたま電源開発の煙

突の問題で、当風船を上げたり、ずいぶんいろ

はわからないことはない。わからないことはないが、一番ポイントになるのは、なまデータなもののが全くつんばさきで、検討する機会が与えられないとなると、はたしてこのグループでいうところの、ここまでにしますよといつてあるところが、基礎になるデータは原局でチェックするとあなたはおっしゃるけれども、ここから先は私が皆さんに多少不信があつて、どうも産業サイドの側に立たざるを得ぬというものが皆さんの立場になるという先人主があるかもしけれども、どうも信用ならぬ、何となくそういう気がする。だとすると数字上はこうなるにして、なまデータに狂いがあれば実際には現状の把握のしかたが違つてくる、そろでしよう。そうすると意味をなさぬことになるという心配まで実はするのです。

したがつて、最後に一つ、これで終わりますけれども、半年先というのを一つの目安にしておっしゃつておりますけれども、この一番最後の表についていえば、閣議決定の基準があるが、おたくのほうは現状をどう把握して、どの辺までどうするということ、これを順序立てて言うと、まず半年先のやつが一つあって、なお三年先というのが一つありますね、それから十年先というのが一つあります。この閣議決定の中身からすると、五年という中間のこととも書いてありますね。そこらのところを含めて大体環境基準、これからいつて現状、それからどのくらいに、そうして何年先にどうして何年先にどうするかといふところ、そこらのところを少しお話しいただきたい。それで終わります。

十七年といふ、閣議決定とはちよつと平仄の合ひがない形のものが出てゐるわけでござります。それでスタートしたものですから、ちよつといまから変えるわけにもまいらないということで、一応これは四十七年といふことでやつております。そして最終的な、半年後にできるといふものも一応四十七年のものがでくるわけでございますが、しかし閣議決定が出ているということもありませぬのですから、さらに次の作業といたしまして、これは半年後のさらにあとのものとして、閣議決定ベースでさらに詰めてまいりたい、かよろに考えております。

○大出委員 せつからくここまでおやりになつたことにについて否定しているわけではない。皆さんも少しでも前に進めようというお気持ちはおありになる。またそらあつてくれなければ困るわけです。から、そのことを認めていないわけではない。ただ、横浜の場合にはすいぶん苦労して、もつと早く下けなければならぬというふうに思つておりますから、それをちょっとどうも横浜の基準よりもゆるやかなものを出されると、それじゃ市が何と言つたつて、役所がきめたのだから、通産省がこう言つているのだからいいじゃないかといふことになると、せつからく横浜が苦労してやつていることが意味がなくなる。横浜で根岸の日石の問題なり電源開発問題なりありましたから、市民の皆さんも相当関心を高くしている。それで市も独自に予報を出すわけです。そうして、これは渡過ぎる、多過ぎるということを明らかにして連絡をする、録が出たということを明らかにして連絡をする、そういうとその地域ですぐ落としてくれる、そういうところまでやつておりますから、だから相当程度が高い。それを国がこういう基準をおきめになつたのでは、市のやつているのがどうも少しきついからあれだけのことできたのだと思ひますけれども、もう御説明するまでもないほ

図「改善目標濃度グループ」これは一体どう読

最終年次は五十三年というスケジュールは全然固まつていなかつたものでござりますから、一応四

会社は大きいからあれだけのことができたのだと
思いますけれども、もう御説明するまでもないほ

どに苦労して会社側ではやつておりますから、それを心配したわけであります。どうかその辺の心配も十二分にお含みいただいて、なるべくひとつきびしく規制をしていただきて、これを一日も早く、川崎せんそくなどといわれるものにならぬよう、現に川崎せんそくというものが流行でござりますから、この御処置をいただきたい、こう思うわけであります。

○藤田委員長 これにて大田俊君の質疑は終了いたしました。
○浜田委員 関連して、きわめて簡単にやりますから……。
大田委員の質問に回答しまして、こう尋ねてあります

ますから大臣にお尋ねいたしましたが、今回の設置法によつて研修所をつくる、こうなつておる法案であります。しかし、その研修所で研修する場合、どういうところに主眼を置いて研修を行なつていくのか、そういう点について……。

○両角政府委員 今般の御審議をいただいております研修所におきましては、職員の研修につきましては管理者研修あるいは新採用者の研修等々、階層別に必要な研修を行ないたいことが目的でございますが、あわせまして語学研修とかあるいは実地研修とか、いろいろな総合研修をいたしたいと思います。しかしながら、これらの全研修を通じまして、基本的には、やはり公務員としての心がまえといふものも十分考えました教科内容にいたしてまいりたいと考えております。

○渋田委員 記憶法の内容を見ますと、明がなされましたように、語学とか技術の研修、それが主体となっていいるわけですね。まああとから公務員としての心がまえとかいろいろ御説明がされましたので私も若干疑義があるなど、こう感じておるわけですが、それに関連して、今日、公務員の汚職、ことに通産省の汚職、これが新聞等にもいろいろ報道されておりますが、どういうところに陥落があつてこういう汚職を起こしたのか、幾ら大臣が熱心に通産行政を行ない、その他

の公務員の方たちが身を粉にして行政に取り組んでおられるのが、こういう不心得者がいると、國民は行政に不信を抱き、政治に不信を抱くようになるのです。そういう点で、その後どういう掘り下げた探求をされて、原因をつかんでおられるのか。

○大平國務大臣 仰せのとおりでございまして、いまお調べをいただいております事件、究明してみますと、一つは当該公務員が一定の場所に不当に長く勤務しておったということ、それから第二点は、その特定の人にいわば権限が集中したということが考えられるわけでございます。仰せのように、役所全体の空気が非常に公明でなければならぬことは当然でございますけれども、あの事件だけをとつてみると、そういう点に欠陥がある、という認識に立ちまして、人事の運用、それから問題の処理についての最終的な判断を固めてまいる手順につきまして改善を加えまして、再発を防がなければならぬといふようにいま相談をしておるところでござります。

○浜田委員 私は、ただいま申されたような原因もあると思うんだけれども、大臣は通産省に行かれてそう長い期間ではない。本来、根本的にはやはり個人のモラルの問題ですが、その役所を包んでおるムードといいますか、やはりそういうものから直していく。それを直すためには、そういうポストの人、あるいは最高スタッフの方たち、こういう人たちからまず姿勢を正さなければならぬ。もちろんりっぱな方もたくさんおられると思うんだけれども、あやまちをおかさせないような、そういうムードをつくらなければならぬと思うのですが、そういう意味で、私はしばしば申し上げております。特に今回の事件などは、現金をもらうのでなくして、料亭やバーに行つて飲んで、そのツケを業者に払わしておるのでですね。きわめて悪質ですよ。だからそういうことを、特に通産省は業者との接点が多いのですから、きつと正直な人でいいかねと思うのです。また、この人だけではなくて、ほかの人も、悪意はなくとも業者のほうか

ら誘われていく人もある。こういう人はもう完全に自分のツケを回すのだから、ほんとうに悪いときわざりないのであるが、知らず知らずの間に一緒に飲みに行つたりして、それが慢性化して、あたりまえのようになる危険性があるのです。そういう点について、業者関係をどうするとかいうようなことは、具体的に職員あるいは局長から、どういうこととでこういうことを再度起してはいかぬということをやつてきているか、そういう点何か具体的にありますか。

○大平国務大臣 私が就任いたしましてまつ先にお願いいたしましたのはその点でございまして、役所全体が非常に明るく、万人が見て非常に公明であるというような雰囲気、こういう雰囲気の形成が一番大事だと思って、その点を特にお願ひをしたわけでございます。

それから、仰せのように、私どもの役所は業者との接触ということが仕事なのでございます。業者との接觸を忌避したのでは仕事になりません。しかし、節度をはずしますとえらいことになるわけでござります。その限界をどう見きわめるかと云ふことは、御指摘のように各公務員一人一人のモラルの問題でございます。その節度を具体的にどうするかということを私のところできめて、みんなに順守させるのが賢明なのが、そういうきどらないこととなく、おのずからにして品位と節度が守られる雰囲気をつくり上げ、相互にそいつた限界を守つていいくという、お互いの気持ちが具現するような状況をつくるといふことがいいのか、それは非常に問題だと思うのでございまして、私は、むしろこまかい規定を設けて、その順守を求めるというような方法によるよりは、役所全体の雰囲気を非常に明るいものにして、相互がちゃんととした節度と品位を保持しようという、お互いの気持ちが以心伝心、お互いの間に、そして相手業者にも伝わるような雰囲気の形成を、幹部や管理者がよほど注意をしてもらつて配慮いたしますことのほうが、実効があがるのではないかろうかと思います。それで、不幸な事件を起こしま

してたいへん申しわけないのでござりますけれども、私は、ただいまの通産省の各局をずっと見ておりまして、みなが与えられた処遇のもとで大いに一生懸命に仕事に従事しておりますことに對して、それなりに評価をし、感謝しておりますのでござります。いまして、あの事件が起きましたことは、各省の一人一人に相当大きな衝撃として映つておると思うのでございます。ただ、人事の運用等につきましては、先ほど申し上げましたようなくふうが一つの慣行として大事じやないか、そういう配慮は早急に中央地方を通じて考えなければならぬと考えております。

○浜田委員　るる述べられましたが、確かにそれはいま大臣が申されるように、明るい環境の中でおのおの一人一人が自覺してやつていけば、こういう事件は起きないわけですよ。しかしやはり起きておる。さらに厚生省にもたくさん起きています。そうすると、幾らまじめな諸君がやつてきておつても、國民の見る目といふものは、これはたまらぬということになつてくるんです。だから、非常に残念であり、そういう神様的な行き方はいけれども、何かびしつとしたものが必要になつてくるわけです。われわれ政治家は、公の金でする宴会なんかやつては絶対にいかぬということです。私は地方議員から十何年間ずっと貫いてきておる。だから、大臣が招待しても私は行かぬ。ところが今度は役人のほうにも、そういう業者とは料亭やらキャバレーなどに絶対に行かせぬようにおびしつとしなければならぬ。それには上のほうから姿勢をたたさなければいかぬ。そういうことをぴしつとやらぬと、綱紀東正ところで言つておつてもだめです。これは態度で示さなければならぬ。上が実行して示すのです。そういうことをぴしつと何かやられますか、やつておられますかといふことを聞いているのですよ。時間がありませんから、この点は強く要求して終わります。

事故であると報道されております。犠牲者が出るたびに、炭鉱の爆発といえはまたかと、そのようないうことが二度とあつてはならないという観点から御質問をいたします。

まず、その事故の概要についてお伺いいたします。

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕

○大平國務大臣 今朝、本委員会において御報告申し上げたのでございますが、四月二日の午後一時二十分、雄別炭鉱の茂尻鉱業所におきましてガス爆発災害が発生いたしました。作業中の労働者四十四名が罹災いたしました。現地では、直ちに救護班を中心に救出作業に全力をあげましたが、罹災者中二十六名が救出されたのみで、残りの十八名全員が不幸にして死亡されました。二日午後九時十分までに遺体の救出を完了いたしましたのでございます。なお、罹災された方のうちには、一酸化炭素による影響を身体に受けたおられるおそれがありまして、一酸化炭素中毒の検診を実行いたしております。現地では、鉱山保安監督局長外十四名の監督官が急行いたしました。原因の究明に当たっておりますが、きのうの夕刻、本省から鉱山保安局長を差し向けて、さらに本日午前中に政務次官を派遣いたしました。明朝関係者を集めまして、災害対策連絡会議を開きました。罹災者の救護、遺族に対する補償を中心として対策を練つていただきことにいたしております。もつともこの茂尻炭鉱は、ちょうど第四次の石炭政策の遂行にあたりまして、継続すべきか、閉山すべきかといふ問題がもともとあつたわけでございますが、会社側ではこれを存続したいということを中心いたしまして、労使の間に協議が進められておった矢先でござります。ちょうどそういう段階におきまして、こういう大災害が起きたわけでございまして、関係者はもとよりでございますが、周辺の市民の間におきましても、非常に一般的な不安が高まつておること想像するのでございます。したがつてわれわれの対策といつましても、災

害の救護、遺族に対する補償等の措置に周到でなければならぬことは、もとよりでございますけれども、原因の究明とあわせて、この炭鉱の再建につきまして、諸条件を十分吟味いたしまして、再建の条件整備につきまして相当突っ込んだ配慮をしないといけないと存じまして、今朝現地におもむきました藤尾政務次官には、そのような趣旨で御調査をお願いしておいたわけでございます。

○鈴切委員 炭鉱の中にはガスの事故を起こしやすい山があると通産省でも言っておつたようありますけれども、この茂尻鉱では昭和二十五年、二十六年に相次いでガス、炭じん爆発を起こしました。三十年十一月一日には六十人が死亡する爆発事故を起こしているわけでありました。しかしそれ以後大事故ではなくて、最近開かれたります。しかしそれで、この点についてお伺いします。

○高木説明員 ただいま先生から御指摘がございましたように、昭和三十年十一月に六十名の死亡も、通産省の保安対策がはたして万全であったかどうか、その点についてお伺いします。

○鈴切委員 いま私が申し上げましたのは、その責任の所在はどちらにあるのか、会社にあるのか、それとも政府の保安監督上の問題なのかといふことです。この問題は、実はきょう北海道の調査団のほうから電話がありまして、炭鉱の一番底辺にある炭坑だ、しかも非常にガスの起こりやすい状態の炭坑ではあるにしても、ガスといふものは急速にどつと出るようなことはまず考えられない、そろそろは長い間かなりそのガスがたまつた状態を測定をせずして仕事が行なわれたとか、そういうことが一つは大きな原因ではないか、そういうことも、実は私どものほうに通知がまいったことがあります。そういう点を考えたときに、それは会社に責任があるのか、また政府の保安監督上の問題なのか、その点についてお伺いします。

○高木説明員 責任の問題でござりますけれども、これは保安規則によりまして、明らかに鉱業権者のほうの義務ということで、鉱業権者のほうで係員の任命ということを考えておりまし、責任上どちらかということになりますと、会社側の責任ということになつていくのじゃなかろうかと

実施しております。それとあわせまして、山のほうも十分保安のほうに力を入れているものというふうに感じられているわけでございます。

○鈴切委員 今回の大事故の発生に伴いまして、公明党といたしましても、直ちに現地に調査団を派遣いたしまして、現在調査にあたつております。そこで赤平署、滝川鉱山保安監督署などで、この爆発原因を調べておられるようでありますけれども、発火原因としては、第一にダイナマイトあるいは電気系統のショートあるいは自然発火、タバコの火、大体この四点が考えられるわけありますけれども、この茂尻鉱では昭和二十五年、二十六年に相次いでガス、炭じん爆発を起こしました。三十年十一月一日には六十人が死亡する爆発現場は、急傾斜のために、茂尻鉱の採炭現場は、急傾斜のために、カッターなどの電動機を使わず、ダイナマイトによる採炭をされている。そうなると、ダイナマイト、ハッパによるところの爆発ではないか、かようと思われます。その場合、空気中に五ないし一五%のメタンガスが含まれると爆発しやすい状態なので、同鉱業所では三十年十一月の事故以来、坑内のガスは一%以下に押えるよう指導し、ダイナマイトをしかける前には必ず坑内員が測定器でガスの量をはかるようになつてゐるというが、その場合の責任は、はたして会社にあるのか、それとも政府の保安監督上の問題であるのか、その点についてお伺いします。

○高木説明員 最初の火源の問題でござりますけれども、ガス爆発が起きましたのは事実でござります。これの火源といったしましては、考えられるのがいま先生の御指摘のように四点ございます。一つはハッパによる火源、あるいはもう一つは、ここに一・五ボルトの信号線が入つておられます。それが何かの調子によりまして断線をしたとかいふことでのスペーカーといふことも考えられます。もう一つは、先ほどお話をございました、たばこの煙草によるものでございました。たばこの煙草に入りました現地からの報告では、も、きょう晉に入りました現地からの報告では、現在まだ原因究明はつきりとはできておりませんけれども、場所その他から想定いたしまして、ハッパによるものではなかろうかといふような推定はできるという段階まできております。また、

鋼も入っておりました。これはほぼ一貫して下落傾向にあるが、ゆるやかで、景気変動に対しては硬直である。重軌条と珪素钢板のほうが傾向が顕著である。資料によりますと、寡占型の一例のあなたの出された資料ですね。寡占型一には、これはブリキ、中型形鋼が入っております。寡占型の第二には、これは線材、大型形鋼が入っております。これらは高度寡占型に次いで硬直的である。その他動態類型に分類して価格との関連を出しておられます。これらの資料によりましても、生産集中度と価格の関連は明らかになつておるわけですが、八幡、富士の合併は、こうした傾向をさらに明確にする結果をもたらすものと考えられます。これども、その点について通産大臣と公取委員長の所見をお伺いいたします。

○吉光政府委員 大臣お答えになります前に、

ちょっといまの資料の問題につきまして御説明さ

していただきたいのでござります。

実はその数字、私ども拝見いたしまして、公正

取引委員会にお問い合わせいたしましたところ、

実際の価格、いわゆる実際に取引されている価格

の集計ではなくて、建て値というのがございまし

て、会社のほうでその値段の売り出し価格と申し

ますか、実際に実勢価格はそれより下がつておる

ものもだいぶあるわけござります。建て値に非

常に近いところで実際に取引されている商品と、

それから実際の価格が実はそれよりだいぶ下がっ

ておりますような商品もあるわけでございまし

て、たとえばブリキ等について申しましても、三

十三年度の上期を一〇〇といたしますと、四十二

年には八・一・二、もちろんこの間に相当の上が

り下がりがあるわけでございますが、そういうふ

うに実勢価格、実際の販売価格での集計ではない

ということをお伺いいたしたわけござります。

したがいまして、私どもその数字のままですぐ

寡占度との関係が判断できるといふように実は考

えていないわけござります。

○鈴切委員 それでは公取委員のほうにお聞きい

たしますが、いまそういうふうに通産省のほうか

ら言われたわけですが、おたくのほうから出され

ている資料というのは、こういう資料です。その

点についてあなたのほうでは、要するにその資料

がいま言われたような状態で、数字が違っている

かどうかについてお伺いいたします。

○柿沼政府委員 一般論として申しますと、その

資料においてありますように、産業の構成が寡占化

いたしますと価格の変動幅が小さくなる、それか

ら変動頻度が少なくなるというような一つの傾向

は、その資料から看取できるとおりであろうかと思

われます。ただその程度は、ほかの要因と一緒に

になりますしてどの程度にあらわれるものであるか

ということについては、それぞれ個々の場合を判

断しなければなりませんし、それから精密にと申

しますと、ただいま重工業局長から御指摘がござ

いましたように、実際の建て値以外にいろいろな

価格の要因を勘案する必要があるうかと思われま

す。

それから次に、八幡、富士の合併がただいま御

指摘の資料にどれだけの変化を加えるかという御

質問でございますけれども、それから精密にと申

しますと、ただいま重工業局長から御指摘がござ

いましたように、実際の建て値以外にいろいろな

価格の要因を勘案する必要があるうかと思われま

す。

それから次に、八幡、富士の合併がただいま御

指摘の資料にどれだけの変化を加えるかといふ御

質問でございますけれども、それから精密にと申

しますと、ただいま重工業局長から御指摘がござ

いましたように、実際の建て値以外にいろいろな

価格の要因を勘案する必要があるうかと思われま

す。

それから次に、八幡、富士の合併がただいま御

るのですが、その点について、その規模はどのようにお考えになつておるか、具体的に。

○柿沼政府委員 希望者の申し出が一応出そろいましたところで、委員会でその大体のバランスを考えて決定いたすことになりますが、本日までの申し出の状況を見てみますと、たゞいま御指摘のございました近代経済学者のグループ、それからマルクス経済学者のグループ、消費者団体等からの申し出等もござります。それからなお、今回の合併が広範な需要者を持つ素材関係の会社でございますので、需要業界が非常に広範にわたつておりますし、そりいした業界からの申し出もござります。

○鈴切委員 いままでは任意調査しかしておられないわけです。したがつて事前調査の中で、要求した資料の中で拒否したものもあります。強制調査をやるつもりがあるかどうか、その点について伺いたい。

○柿沼政府委員 正式の届け出がございましたあと、委員会といたしましては正式審査の手続をとることを決定いたしまして、成規の手続による調査にただいま入つております。

○鈴切委員 事前審査の結果では、三品目については黒、一品目については灰色、その他の品目については黒、一品目については灰色であります。今後は、これは全品目について強制調査を行ない、審査に遺憾なきを期すべきであると思うが、その点について。

○柿沼政府委員 委員会といたしましては、両社の合併全般につきまして正式審査をいたすことになりました。いたしております。

○鈴切委員 近代経済学者グループの措置要求に対する、具体的にどういう対策をお示しになるか、またマルクス経済学者の措置要求に対しても、具体的にどのような対策を講じていかれようとするのか、その点についてお伺いいたします。

○柿沼政府委員 ただいま御指摘の両者からの措置要求は、独占禁止法の四十五条の一項に基づきまして「何人も、この法律の規定に違反する事実

があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる」ということになつておられます。

ましたときには、同条の第二項によりまして「前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならぬ」ということで、正式審査にあわせて、申しだされた事項の調査を現在いたしております。その結果につきましては、おそらく申し出のあつた人に適当な回答をいたすことになるというふうに考えております。

○鈴切委員 合併届け出が十五条に違反する行為があると認める場合には「適当な措置をとるべきことを勧告することができる」となつておられるけれども、この場合の適当な措置、勧告とはいなる内容のものであるか。当然合併してはならない旨の勧告があるものと考えられるが、その点はどうか。もし対応策的な措置を勧告し得ると解するところならば、公取の権限を越えたものといわざるを得ず、問題だと思うのですが、その点について。

○柿沼政府委員 効果の内容についてございますが、どういう形でできるかという内容につきましては、現在必ずしも解釈上一つの効果でなければいけないというようなことはなつておらないよう存するわけでござります。具体的に申しますと、合併が独禁法に違反をいたします場合に、第十七条の二という規定がございまして、そこに「違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる」というような条項がございまして、具体的な特定措置を会社に命じ得るようなふうにもできておるわけでござります。あるいは包括的に考えますと、合併そのものをしてはならないというふうにもこの勧告はとれるわけでござります。

○麻生委員 今度こういう機関を特に設置されるふうにもしておるわけでござります。あるいは私どもに關係いたしておりますガス取締法その他関連した技術の教授等をするわけですが、通産省関係の公務員といたしまして、その資質の向上をはかるために、各段階に応じましていろいろの科目を組み合わせまして成果をあげたいと思っております。

○麻生委員 今度こういう機関を特に設置されるふうにもしておるわけでござります。あるいは予算を伴つてつくられるのと、やはり今までのあり方の中では欠陥がある、そしてその措置を選ぶことになるというふうに考えております。

○鈴切委員 では最後に。

いわゆる対応策は、一度公取から不十分といわれたものとほとんど大差のない内容とを考えるを得ないわけでありますけれども、したがつて、審判手続きを開始すべきである私はかよろしく思うのです。この点について最後にお伺いし、さらにこの問題は重要な問題であるから慎重にやるべきだ、このように要望いたします。

○柿沼政府委員 対応策は、一度委員会として不十分だといら回答を会社にいたしたわけでございました対応策は、前回の対応策を相当手直しましたけれども、正式届け出と一緒に提出のございました対応策は、前回の対応策を相当手直しましたが十分か十分でないかということは、ただいま御質問のございましたように、十分慎重に検討すべく問題であるわけでございまして、正式審査の一環といたしまして、委員会として検討いたしておる次第でござります。

○鈴切委員 以上で終わります。

○藤田委員長 麻生良方君。
○麻生委員 本委員会の理事の受田さんが病欠しておりますので、かわりましてちょっと御質問いたします。

これは大臣、今度研修機関を設置されるわけですけれども、ここで何を教えるのですか。

○大平国務大臣 現に勤務しておる者の再教育、それから新規に採用する者の教育、さらには府県等で私どもに關係いたしておりますガス取締法その他の関連した技術の教授等をするわけですが、通産省関係の公務員といたしまして、その

打ち立てるということになるわけです。そうすると、今までの状態の中ではどういうところに欠陥があつたのですか、なお足らざるところがあつたのですか。

たのように、従来とも当省におきましては、新入所者の研修でございますとか、あるいは講習研修でございますとか、いろいろ行なつてしまりましたが、時代の要請にこたえまして、より幅広く、かつより深く研修を実施することが必要である、かういう見地から新しい研修所を設置したい、こういう趣旨でござります。

○兩角政府委員 ただいま大臣から申し上げましたように、従来とも当省におきましては、新入所者の研修でございますとか、あるいは講習研修でございますとか、いろいろ行なつてしまりましたが、時代の要請にこたえまして、より幅広く、かういう見地から新しい研修所を設置したい、こういう趣旨でござります。

○麻生委員 それは、より幅広く、より深くといふのはわかりますが、これは建物を建てるのであります。いままで建物はなかつたのでしょうか。要するに建物を建てたいということですか。

○兩角政府委員 施設につきましては、本年の三月にすでに完成をいたしておりまして、この研修所の設置をお願いいたしまして建てるわけではございません。

○麻生委員 それはそう言つたって、そのつもりで建てたのでしよう。そうすると、いままでやつてきた研修の内容と、その建物を利用することによってやる研修の内容とは、具体的にどう違つくるのですか。

○兩角政府委員 一つの差異は、合宿制をとらせていたらしくということでござります。それによりまして研修時間の延長、研修人員の増強といふことをはかつてまいりたいと思います。

○麻生委員 それは合宿させるということはあります。しかし、研修内容ですよ私の言ふのは、

の語学、あるいは技術研修等を、より時間をかけて行なうことが可能になりますけれども、新たに、いままでと異なりまして、都道府県の火薬類の取り締まり、あるいは高圧ガスの取り締まりとすることを、府県職員を対象といたしまして、必要な研修が行なわれるようになるといふ点でござります。

ざいますから、私といたしましてはせめて、私にすぐ仕ておるます次官を掌握しなければいかぬと思います。それから官房長以下各局長の段階までは少なくとも私が責任を持たなければいかぬ。各局長は自分の掌握できる力量の限界でその次の課長、課長補佐クラスに対し責任を持つてもらわなければ困ると思うのです。そのように段階ごとに責任体制を確立していただきなればならぬと思います。こういうビューロークラシー、とりわけ会社、銀行でございますならばメリットがちゃんと損益計算書とか貸借対照表に出ていくわけでござりますけれども、この役所の仕事というものは、成果をあげたとかあげないとかいろいろなこと、ほんとうのメリットが出ないわけなのです。公金を扱っておるのでございます。民間の場合は会計検査院なんてなくても厳正に経理されるわけでございますけれども、役所の場合はわざわざあいう憲法上の機関を設けて、いろんな安全保障を考えなければならぬといふところに政府のビューロークラシーの持つ欠陥があると思うのでござります。したがいまして、結局自分の掌握できる範囲においては少なくともぎりぎり責任を持たなければならぬ。それだけの気概と勇気をもつてやらなければならぬと思います。

○麻生委員 いますぐここで結論の出るよくなことはじやないと思いますがね。私はやっぱり日本の政治のあり方にも一つの無責任体系があると思うのですよ。諸外国の例を引いてみても、たとえば大臣になれば四年なら四年責任を持ちますわね。ところが日本の大臣は責任を持たないで、いつ首を飛ばされるかわからぬ。大臣がいま言われたようにならぬ。上がそのとおりですから、下が渡り鳥になるのはあたりまえです。そういうことになって、渡り鳥じゃないものは下級官僚だけだといふことになる。そこから上はみんな渡り鳥にならぬことになります。そこにはひとつ本質的に考えてみると行政体系のあり方と責任体制の問題があると思うのです。

それからもう一つ、先ほど大臣が言われました

お役所と民間との間の問題です。たとえば民間企業に対してもあまりにも細部にわたる規制をし過ぎている面があるのではないか。はなはだ率直に申し上げますと、この種の事件が起つて一番泣きつらをかくのは業者なのです。なぜそういうことが起こるかといふと、この種の問題が起つたときは、まずおしなべてどのお役所でもそうですが、官僚は一律に規定どおりになる。そうなると今度は一番はじめられるのは業者なのです。うちは汚職事件が出てたいへんだからいままは会えたい、いまは話はできない。そうすると、もう規定だけのものを押しつけられてくる。いろいろな通産省が関係している諸団体もあるはその他通産省が監督、督励している業者たちが、率直なところ意見をそのまま言うと、逆にいまの規定どおりのものをびしつとやつたら事業といふものはできなくなってしまうという声のほうが現実問題として多いのです。そらするところに一つの問題点が起るのは、つまり規制をし過ぎて、だからその規制どおりにやつたら、事業といふのは動かない面がたくさんあるわけですよ。たとえば本年度はこういう計画でやっても、その計画どおりいかない。それが流動化している世界情勢なのです。だから必ずしも規制されたとおりに事業を行うものは運用できないところにまた事業の妙味もあるわけでしょう。ところが細部にわたって規制しあげてきているために、その規制どおりにやれば事業が動かない。だから事業家のほうは、何とかそこの面がたくさんあるわけですが。たとえば大臣になれば四年なら四年責任を持ちますわね。ところが日本の大臣は責任を持たないで、いつ首を飛ばされるかわからぬ。大臣がいま言われたようにならぬ。上がそのとおりですから、下が渡り鳥になるのはあたりまえです。そういうことになって、渡り鳥じゃないものは下級官僚だけだといふことになる。そこから上はみんな渡り鳥にならぬことになります。そこにはひとつ本質的に考えてみると行政体系のあり方と責任体制の問題があると思うのです。

それからもう一つ、先ほど大臣が言われました

お役所と民間との間の問題です。たとえば民間企業に対してもあまりにも細部にわたる規制をし過ぎている面があるのではないか。はなはだ率直に申し上げますと、この種の事件が起つて一番泣きつらをかくのは業者なのです。なぜそういうことが起こるかといふと、この種の問題が起つたときは、まずおしなべてどのお役所でもそうですが、官僚は一律に規定どおりになる。そうなると今度は一番はじめられるのは業者なのです。うちは汚職事件が出てたいへんだからいままは会えたい、いまは話はできない。そうすると、もう規定だけのものを押しつけられてくる。いろいろな通産省が関係している諸団体もあるはその他通産省が監督、督励している業者たちが、率直なところ意見をそのまま言うと、逆にいまの規定どおりのものをびしつとやつたら事業といふものはできなくなってしまうという声のほうが現実問題として多いのです。そらするところに一つの問題点が起るのは、つまり規制をし過ぎて、だからその規制どおりにやつたら、事業といふのは動かない面がたくさんあるわけですよ。たとえば本年度はこういう計画でやっても、その計画どおりいかない。それが流動化している世界情勢なのです。だから必ずしも規制されたとおりに事業を行うものは運用できないところにまた事業の妙味もあるわけでしょう。ところが細部にわたって規制しあげてきているために、その規制どおりにやれば事業が動かない。だから事業家のほうは、何とかそこの面がたくさんあるわけですが。たとえば大臣になれば四年なら四年責任を持ちますわね。ところが日本の大臣は責任を持たないで、いつ首を飛ばされるかわからぬ。大臣がいま言われたようにならぬ。上がそのとおりですから、下が渡り鳥になるのはあたりまえです。そういうことになって、渡り鳥じゃないものは下級官僚だけだといふことになる。そこから上はみんな渡り鳥にならぬことになります。そこにはひとつ本質的に考えてみると行政体系のあり方と責任体制の問題があると思うのです。

それからもう一つ、先ほど大臣が言われました

お役所と民間との間の問題です。たとえば民間企業に対してもあまりにも細部にわたる規制をし過ぎている面があるのではないか。はなはだ率直に申し上げますと、この種の事件が起つて一番泣きつらをかくのは業者なのです。なぜそういうことが起こるかといふと、この種の問題が起つたときは、まずおしなべてどのお役所でもそうですが、官僚は一律に規定どおりになる。そうなると今度は一番はじめられるのは業者なのです。うちは汚職事件が出てたいへんだからいままは会えたい、いまは話はできない。そうすると、もう規定だけのものを押しつけられてくる。いろいろな通産省が関係している諸団体もあるはその他通産省が監督、督励している業者たちが、率直なところ意見をそのまま言うと、逆にいまの規定どおりのものをびしつとやつたら事業といふものはできなくなってしまうという声のほうが現実問題として多いのです。そらするところに一つの問題点が起るのは、つまり規制をし過ぎて、だからその規制どおりにやつたら、事業といふのは動かない面がたくさんあるわけですよ。たとえば本年度はこういう計画でやっても、その計画どおりいかない。それが流動化している世界情勢なのです。だから必ずしも規制されたとおりに事業を行うものは運用できないところにまた事業の妙味もあるわけでしょう。ところが細部にわたって規制しあげてきているために、その規制どおりにやれば事業が動かない。だから事業家のほうは、何とかそこの面がたくさんあるわけですが。たとえば大臣になれば四年なら四年責任を持ちますわね。ところが日本の大臣は責任を持たないで、いつ首を飛ばされるかわからぬ。大臣がいま言われたようにならぬ。上がそのとおりですから、下が渡り鳥になるのはあたりまえです。そういうことになって、渡り鳥じゃないものは下級官僚だけだといふことになる。そこから上はみんな渡り鳥にならぬことになります。そこにはひとつ本質的に考えてみると行政体系のあり方と責任体制の問題があると思うのです。

それからもう一つ、先ほど大臣が言われました

お役所と民間との間の問題です。たとえば民間企業に対してもあまりにも細部にわたる規制をし過ぎている面があるのではないか。はなはだ率直に申し上げますと、この種の事件が起つて一番泣きつらをかくのは業者なのです。なぜそういうことが起こるかといふと、この種の問題が起つたときは、まずおしなべてどのお役所でもそうですが、官僚は一律に規定どおりになる。そうなると今度は一番はじめられるのは業者なのです。うちは汚職事件が出てたいへんだからいままは会えたい、いまは話はできない。そうすると、もう規定だけのものを押しつけられてくる。いろいろな通産省が関係している諸団体もあるはその他通産省が監督、督励している業者たちが、率直なところ意見をそのまま言うと、逆にいまの規定どおりのものをびしつとやつたら事業といふものはできなくなってしまうという声のほうが現実問題として多いのです。そらするところに一つの問題点が起るのは、つまり規制をし過ぎて、だからその規制どおりにやつたら、事業といふのは動かない面がたくさんあるわけですよ。たとえば本年度はこういう計画でやっても、その計画どおりいかない。それが流動化している世界情勢なのです。だから必ずしも規制されたとおりに事業を行うものは運用できないところにまた事業の妙味もあるわけでしょう。ところが細部にわたって規制しあげてきているために、その規制どおりにやれば事業が動かない。だから事業家のほうは、何とかそこの面がたくさんあるわけですが。たとえば大臣になれば四年なら四年責任を持ちますわね。ところが日本の大臣は責任を持たないで、いつ首を飛ばされるかわからぬ。大臣がいま言われたようにならぬ。上がそのとおりですから、下が渡り鳥になるのはあたりまえです。そういうことになって、渡り鳥じゃないものは下級官僚だけだといふことになる。そこから上はみんな渡り鳥にならぬことになります。そこにはひとつ本質的に考えてみると行政体系のあり方と責任体制の問題があると思うのです。

それからもう一つ、先ほど大臣が言われました

お役所と民間との間の問題です。たとえば民間企業に対してもあまりにも細部にわたる規制をし過ぎている面があるのではないか。はなはだ率直に申し上げますと、この種の事件が起つて一番泣きつらをかくのは業者なのです。なぜそういうことが起こるかといふと、この種の問題が起つたときは、まずおしなべてどのお役所でもそうですが、官僚は一律に規定どおりになる。そうなると今度は一番はじめられるのは業者なのです。うちは汚職事件が出てたいへんだからいままは会えたい、いまは話はできない。そうすると、もう規定だけのものを押しつけられてくる。いろいろな通産省が関係している諸団体もあるはその他通産省が監督、督励している業者たちが、率直なところ意見をそのまま言うと、逆にいまの規定どおりのものをびしつとやつたら事業といふものはできなくなってしまうという声のほうが現実問題として多いのです。そらするところに一つの問題点が起るのは、つまり規制をし過ぎて、だからその規制どおりにやつたら、事業といふのは動かない面がたくさんあるわけですよ。たとえば本年度はこういう計画でやっても、その計画どおりいかない。それが流動化している世界情勢なのです。だから必ずしも規制されたとおりに事業を行うものは運用できないところにまた事業の妙味もあるわけでしょう。ところが細部にわたって規制しあげてきているために、その規制どおりにやれば事業が動かない。だから事業家のほうは、何とかそこの面がたくさんあるわけですが。たとえば大臣になれば四年なら四年責任を持ちますわね。ところが日本の大臣は責任を持たないで、いつ首を飛ばされるかわからぬ。大臣がいま言われたようにならぬ。上がそのとおりですから、下が渡り鳥になるのはあたりまえです。そういうことになって、渡り鳥じゃないものは下級官僚だけだといふことになる。そこから上はみんな渡り鳥にならぬことになります。そこにはひとつ本質的に考えてみると行政体系のあり方と責任体制の問題があると思うのです。

それからもう一つ、先ほど大臣が言われました

ますと、本改正案は、昭和四十四年四月一日から施行することとしておりますが、すでにその日も経過しておりますので、これを公布の日に改めることにするものであります。

よろしく御賛同くださるようお願い申し上げます。

は、これにて散会いたします。
午後六時五十三分散会

○藤田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するのであります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。通商産業省設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、伊能繁次郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めて

した。

○藤田委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

これにて、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 次回は明日午前十時理事会、午前十時十五分委員会を開会することとし、本日

内閣委員会議録第四号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
一〇	三	三	未満のかかる	未満の者にかかる
三	一	未	一個小隊	一個中隊
同	第五号中正誤			
ペジ	段	行	誤	正
三	四	三	動す	動かす
同	第十号中正誤			
ペジ	段	行	誤	正
二	三	末	○鈴切委員	○受田委員
二	四	末	○沢田説明委員	○沢田説明員

昭和四十四年四月十一日印刷

昭和四十四年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局